

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第三集

彦次郎、威光を笠に着る

和歌山県立文書館

目次

はじめに	1	仰せ出され候哉	51
左京大夫様御家老	3	彦次郎、威光を笠に着る	60
ふん、年五十三才	9	月代致させ	69
いか様にも厳しく	14	せんだくふとん	76
鳴り物停止	20	明け七つの人足	79
秤改め	24	続風土記新撰御用	83
員数数無し	31	牛一疋ツナギ捨て	91
忍び細工人	39	支度は握り飯	93
触れ三度	44		

はじめに

ついに本書の表題にまで上り詰めました。第一〇項【彦次郎、威光を笠に着る】。内容は特におもしろいわけではありません。甘蔗畑かんしやの野荒らしが出るが、村役人は頼りないから大庄屋・胡乱者うらんま改めが直々に取り締まれというだけのことです。どこの村にも残っていそうな古文書です。歴史史料として取り上げられることはまずないでしょう。

通常歴史史料として扱うときは以下のように読み込まない、あるいは読み込めないのですが、しかし、言葉遣いを子細に検討していくと何とも難解な史料であることが分かってきます。容易には理解できない表現が随所にあるのです。一〇項の解説・〔語意・語法〕にも書きましたが、とりわけ相手、あるいは第三者に対する使役の「させ」が五か所もあります。体言で止めているところ、「様よう」が三か所、「御通」が一か所、「旨」が一か所、これも目につきます。

「させ」は、この第三集の一七点の古文書に一二か所。他の七か所はほぼ一つの古文書にそれぞれ一か所ですから、ここに五か所集中しているのは異常なわけです。「させ」は使役で、上位者が下の者にやらせるという、上下の関係を示す表現です。だからこそ彦次郎はあえて使うわけです。また、体言止めは、ここでははいねいさに欠けたぶつきらぼうで尊大な物言いであると考えることができません。村井彦次郎は藩主治宝はるとみ側近。藩主の威光を背に高圧的な物言いをしていることが分かってきます。

さらに近世文語文一般に共通する傾向も、分かりにくさの原因になっています。一つには、明治以降、ヨーロッパ言語を取り込んできた現代の日本語と異なっており、行為の主体（主格補語・いわゆる主語）が書かれないからです。近世文語文は主格補語を書かないものだからなのです。敬語の有無（「被」が受身で使われることは限りなく少なく、そのほとんどが敬語です）や文章の状況

で判断しなければなりません(本文「文意例」中では、これを補足してあります)。近世にその判断が十全に行われていたとはとても思えないのですが。たびたび誤解や間違いが起こっていたのではないのか。ましてや今日、近世史料の誤読は大いにあるのではないか。

さらに、今日の日本語と違い、近世文語文には時制がありません。過去形も現在形も(あるいは未来形も)同じです。これも付された副詞や、文章の流れから判断しなければなりません。例えば、この彦次郎の達し、④の「折取荒」「申出」は過去、⑤「相通させ」「荒させ」も過去、「相聞」は現在、⑥「相触させ」は過去、「有之」は未来という具合です。いやはや。

なお、ちらつく藩主治宝の影については、第九項【仰せ出され候哉】でも読み取れます。「吟味致候様被仰出候哉之趣二而、森玄蕃方被談候」、治宝側近森玄蕃の部下

が、「(日高焼について治宝が御述べになったのは)調べるようにおっしゃったのかなあ」と、勘定奉行に語った、それが触れにまでなつて日高郡に回ってきた。藩主の周囲が先へ先へと氣遣つてゐるのです。治宝ははたして調べるように言つたのかどうか。

「徹底解釈」シリーズも好評を得、第一集(二十周年記念誌)はおかげで全冊配布できました。今回第三集は、文化三年(一八〇六)二月の御坊村「御用留」(当文書館所蔵)から興味深い文章、内容を選んでいきます。村に廻ってきた、代官や勘定奉行からの触書などを庄屋が書き留めたものです。ご覧のように村の暮らしに関わる様々な内容を含んでいます。平成十二年(二〇〇〇)の当館古文書講座でも利用したものです。前二集同様、よろしくご活用下さい。(遊佐教寛)

【左京大夫様御家老】

村々を支配した、勘定奉行が代わります。ところがその書き様は、同内容の他の達しに比べて特異です。他の達しですと、「(前任者) 御代替二付、右跡(後任者)(役儀) 被仰付候」というように一目で分かる簡潔な書き方になっています。しかし、この九鬼四郎兵衛の場合、冒頭「左京大夫様御家老被仰付」とあり、さらに「御勘定奉行之上二被仰付」と役順まで記しているのです。役替えという以上に、昇進が前面に出た達しになっているのです。四郎兵衛が前任の勘定奉行であることは、その次、「右跡」までこないと分かりません。

これは四郎兵衛が勘定奉行を離れたという以上に、左

〔釈文〕

①先月廿七日於江戸、九鬼四郎兵衛方、
左京大夫様御家老被仰付御勘定
奉行之上二被仰付候、②右跡同日土生
広右衛門殿御勘定奉行二被仰付候旨
彼ノ地方申来り候由申来り候間、③其旨

京大夫様御家老に就いた点を知らせているように思えます。達すべき範囲に、あえて「地士・帯刀人、其外直支配」が含まれている点もそれを物語っています。さあ、御祝儀を持って挨拶に出向きなさいということなのでしようか。いずれにせよ、百姓にとっては関係のない話なのです。

この御用留には本件のほかに、寺社奉行二件、寺社吟味役三件の変更が記されています。これ以外の役人の変更に関する達しはありません。村に関わる役儀は勘定奉行と寺社奉行・寺社吟味役に限るようです。

〔読み下し文〕

①先月 廿七日江戸に於いて、九鬼四郎兵衛方、
左京大夫様御家老仰せ付けられ(被二仰 付) 御勘定
奉行之上に仰せ付けられ候、②右跡同日土生
広右衛門殿御勘定奉行に仰せ付けられ候旨
彼の地より申し来り候由申し来り候間、③其旨

可被相心得候、地主・帯刀人、其外直支配之
面々へも申合候、以上

津秦友七

二月四日

大庄屋アテ

④右之通被仰越候二付写指越候、御書面之趣

相心得らる可く(べく)被(あ)相心得(ころえ)候、

地主・帯刀人、其外直支配之

面々へも申し合わす可く候、以上

④右之通り仰せ越され(れ)被(お)仰越(せ)候に付き

写し指し越し候、御書面之趣

①
 先月廿七日迄
 左京東山町
 事引之
 唐島
 被
 二
 三

②
 此
 三
 七

③
 此
 三
 七

西子言會

謝泰公

二月四日

④

石函出題 意存如神 筆面已

系如神

二月十日 中村好助

石函

中村好助

可相心得候、已上

相心得可く候、已上

中村伊之助

二月十日

右むらく

庄屋
肝煎中

〔文意例〕

①先月廿七日江戸で九鬼四郎兵衛について、
左京大夫様御家老を（藩が）御命じになり、（役順は）御勘定

奉行の上（の位置）に御命じになった。②その跡（後役）として同日土生

広右衛門殿を御勘定奉行に御命じになったということ

彼の地（紀州藩江戸屋敷）から言つて来たということ

（和歌山の勘定奉行が）言つて来たので、③（大庄屋は）その旨

お心得になるように。地主・帯刀人、その外直支配の

面々へもつたえるように。以上

④右の通り（代官が）仰せ越しになったので写しを指し越す。御書面の内容を

（庄屋は）心得るように。以上

〔語意・語法〕

①**於江戸：被仰付** 左京大夫は伊予西条ではなく江戸在住。江戸で命じられたということは、その家老も同じく江戸在住だったからだとということになる。**九鬼四郎兵衛方**「方」も「儀」と同様「…のこと」の意味合いと考えられるが、「儀」よりもていねいな表現か。ここでは前勘定奉行の九鬼四郎兵衛が左京大夫様御家老に転じたため、後任に「土生広右衛門殿」が任じられたとする。本御用留めには他に五件の役儀の変更を記す。以下、写し間違いがないものとするれば、代官差し出しと思えるが、**寺社奉行仰付**は六月「木村文左衛門方、去ル七日寺社奉行被仰付候」（三二丁表）と、前任には触れず、後任は「方」を付す。同役の寺社奉行差し出しだと四月「渋谷角右衛門御役替二付、右跡喜多村孫之丞寺社奉行被仰付候」（二〇丁表）と、前任を「役替」「右跡」とし、後任に「方」は付かない。代官の差し出しであろうが、下役である寺社吟味役仰付には同じ箇所「儀」を使う。「方」ほどのていねいさには欠けるか。七月「富田牧右衛門御役替二付、渡辺善右衛門儀、独礼小普請格寺社吟味

役被仰付候」、七月「西村甚右衛門御役替二付、岩本幸内儀、肩衣御免寺社吟味役被仰付候」（四一丁表）とある。これも代官差し出しと思えるが、同様の表記で六月「山本甚十郎儀、昨廿五日牧野恒右衛門跡寺社吟味役被仰付候」（三二丁表）とする。前任に「役替」「跡」とし、後任に「儀」を用いる。本項は「左京大夫様御家老被仰付」、②「右跡」とするが、他の五件は誰某「御役替二付」、あるいは誰某「跡」と記す。また、「土生広右衛門殿御勘定奉行二被仰付候」と「殿」を使うのはこの一例に限る（②の注参照）。**左京大夫様御家老**「左京大夫」は紀州藩支藩伊予（愛媛県）西条藩藩主松平氏。三万石。紀州藩との関係は、初代藩主頼宣の次男頼純が分家大名に任じられたことに始まる。「御家老」はその家老。西条藩家老。**被仰付**「被」は敬語。「仰付」も敬語で二重の敬語表現。紀州藩が御命じになった。西条藩家老は紀州家がつとめる。**勘定奉行之上** 役順（役務の序列）が本藩勘定奉行の上ということ。②から、後役土生広右衛門が本藩勘定奉行になったというのだから、四郎兵衛の前

職は勘定奉行。本来西条藩家老の役順は本藩勘定奉行よりも下位なのだが、四郎兵衛の前職を勘案して上位に位置付け、それを明記した。

②**右跡**「右」は九鬼四郎兵衛。「跡」は「後」で、九鬼四郎兵衛の後任。**土生広右衛門殿**①の「九鬼四郎兵衛方」の注に記したように、「殿」はこの一例だけである。代官津秦友七指し出し、勘定奉行仰付に由来するか。「生」の字を書き損じている。**勘定奉行**ここで九鬼四郎兵衛の以前の役儀が勘定奉行だったことが分かる。

彼ノ地江戸。紀州藩江戸屋敷。**申来り候由申来り候間**津秦氏自身の文章。前者の「申来り」は江戸、後者は勘定奉行。江戸から言ってきたということを和歌山の勘定奉行が言ってきた。この御用留めでは、一貫して「申来」に敬語「被」がない。「間」は「:」なので。

③**可被相心得候**「相」は語調を整える語。「可:候」は話者津秦氏の意志。「被」は大庄屋に対する丁寧語。心得ておいて下さいよ。**地士・帯刀人**地士は由緒を持つ在地の浪人。帯刀人は新興の浪人で地士より格下。**直支配之面々**「直支配」は代官所直支配。「直支配之面々」

には地士・帯刀人に在地の医師が加わる。**申合**相談して取り決めるということだが、ここでは通達する。敬語「被」があってもいい箇所。**津秦友七**日高郡代官。**大庄屋アテ**日高郡七組大庄屋の名前が並んでいたはずだが、御坊村が属する、天田組大庄屋中村氏が村々宛ての写しを作った際にこの書き方に直したのだろう。

④**右之通**①〜③が代官からの達し(の写し)。これを各大庄屋が写して、④以下の一文を添え村々に廻達した。**被仰越**「被」は敬語。「仰越」は言って寄越すの敬語。

代官に対する大庄屋からの敬語。**指越**「差越」。送って寄越す。大庄屋の行為。**御書面之趣**「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。事柄の方向。**可相心得**「可被相心得」を書き損じたのだろう。**已上**以上。

中村伊之助御坊村が属する日高郡天田組大庄屋。**右むらく**御坊村を含む天田組十七か村の村名が書かれていた。御坊村庄屋がこの御用留を記すにあたって村名を省略し書きかえた。**庄屋・肝煎中**「中」は、役・組織を宛先にした場合の脇付け。現在も使われる「御中」の「中」。

【ふん、年五十三才】

家出人があると、捜し出すための人相書きが廻りました。写真という発想のないこの時代、人相書きと云っても似顔絵ではありません。体格・顔の特徴や着物の色・柄などを記したものを人相書きと称したのです。この御

〔積文〕

①海士郡本脇村吉兵衛と申者妻ふんと

申者、極月十五日夜家出いたし帰り不申候

よし、右吉兵衛願出候由御通し相廻り候、

尤人相等左之通

②一ふん年五十三才

一浅キ小もん身半着

一御納戸茶布子・千草裕着

一帯ハ継々嶋之細帯

③右之通ニ候間、跡々之通御取計ひ

可有之候、以上

二月十一日

中村伊之助

右村々庄屋

肝煎中

用留にはほかに、この年正月十八歳の男子一人、三月に二十八歳と十六歳の姉妹、九月に男性とその妻子の家出が載っています。

〔読み下し文〕

①海士郡本脇村吉兵衛と申す者妻ふんと

申す者、極月十五日夜家出いたし帰り申さず（不）候

由（よし）、右吉兵衛願い出で候由御通し相廻り候、

尤も人相等左之通り

②一ふん年五十三才

一浅黄（キ）小紋（もん）身半着

一御納戸茶布子・千草裕着

一帯は継々嶋之細帯

③右之通りに候間、跡々之通り御取り計らい

之有る可く候、以上

④右両日出で御通し、十四日七つ時

嶋より参り、同日七つ半時蘭（その）へ遣す

④右兩日出御通し、十四日七つ時
 嶋を参り、同日七つ半時そのへ遣

①
 海王親由殿村吉氣と一志書と云々と
 中志候りしと云ふ候也此いりし御事
 ありしに右書候事候也此は御事
 ありしに御事候事候也此は御事
 ありしに御事候事候也此は御事
 ありしに御事候事候也此は御事

②
 一 今ん奉りて候
 一 海守力見ん御事
 一 右兩日出御通し

③
一 市に流るる神事ト
たしむるにあらむるをいふは
いふは

ニ
中村修助

中村修助
所長

④
たしむるにあらむるをいふは
いふは

〔文意例〕

①海士郡本脇村の吉兵衛と申す者の妻ふんと

申す者のことですが、極月十五日夜家出致し帰らない

ということ、右吉兵衛が願い出たという御通しが廻ってきた。

なお、人相等左の通り

②一ふん年五十三才

一浅黄小紋の袖無し

一御納戸茶の布子・千草の袷着

一帯は継々縞の細帯

③右の通りなので、(庄屋は)通常の通り御取り計らい

あるように。以上

④右両日発した御通し、十四日七つ時に

嶋村から参り、同日七つ半時に藺村へ送った

〔語意・語法〕

①**本脇村** 和歌山市本脇。「内」を「本」の字に訂正して

いる。**吉兵衛と申者妻ふんと申者** 当主から書き起すか

ら「吉兵衛妻ふんと申者」という書き方になる。未知の

たのだろが、「と申者」が重複しているために違和感がある。**極月** 十二月。前年の出来事。**いたし「致し」**は謙讓語。夫吉兵衛からする、庄屋あるいは村に対する謙讓表現。**帰り不申候よし・願出候由「申」**は補助動詞。

上の動詞（「帰り」）を改まって表現したり、敬って表現したりする。「よし」「由」は、いずれも伝聞であることを示す。前者「よし」は庄屋が吉兵衛から聞いたこと。後者「由」は大庄屋が庄屋から受けた内容。**御通し**通知。**相廻り**各村を廻状で廻す。**人相**近世の人相書きは②のような文章で、似顔絵なのではない。面貌・身体の特徴も記すが、近世の貧しい百姓はそうそう着替えがあるわけではなく同じものを着続けるので、服装の特徴が人物を特定するための重要な決め手になり得た。

②**浅キ** 浅黄（色）。**小もん** 小紋。糸糸で細かい模様を織り出した織物。**身半着**「身」は衣服の胴体の部分。身頃。「半着」は、「はんちゃ」で袖無しか（和歌山県日高郡等方言）。**御納戸茶** 緑色を帯びたあさぎの染色。青色と緑色との中間色。**布子** 木綿の綿入れ。**千草** 千草色。萌葱色。**拾着**「拾」のこと。裏地のある衣服。**継々嶋**「継々」は種々の小布を縫い合わせて作ったもの。「継」は衣服の破れを繕うために当てた布。「嶋」は縞。

③**右之通** ①～②の内容が人相書きとして大庄屋元に届いたか。これを写し③の一文を奥付けて大庄屋が村々に達した。**跡々** いままで。従来。**可有之候**「可…候」は話者（大庄屋）の意志。「之」は強調。**中村伊之助** 天田組大庄屋。

④**右両日出御通し** 大庄屋元二月十日付け「四天王寺焼失ニ付再建勸化御免公儀触」（掲載せず）・同日付け【左京大夫様御家老】・十一日付け「御犬取飼御用代官触」（掲載せず）及び【ふん、年五十三才】、以上四点の、十・十一日両日付の「御通し」がまとまって御坊村に到着した。④は庄屋の覚え書き。**七つ** 午後四時ごろ。**嶋** 御坊村の北東の隣村。**七つ半** 午後五時ごろ。**そのへ遣**「その」（藪）は北西の隣村。村々を廻す廻文が嶋村から御坊村へ届いたので、庄屋はその内容を御坊村の御用留めに記し、廻文自体は次の藪村に送った。「遣」は、（動作者への敬意が失せて）人を派遣する。他へやる。

【いか様にも厳しく】

「近頃ハ別而在々御触を背、致博奕候者共有之」、禁じてもお触れに背いて博奕をする者がいると達しはいい

ます。藩は博奕を禁止したい。博奕に溺れ、庶民が耕作をおろそかにしたり、身を持ち崩したり、犯罪に走った

①
 司印と海村と、二五と号御勤定身
 元は此の九身七家下し知事等
 世考補元身二下名ラ等身等
 新し
 二り九等
 海美名色

七江右右名等テ

②
 増元書印法度と厳正と考補中身等
 元と止法以別る身等船と身我地書其
 志書と身等風身等身等身等身

⑦
 ⑥
 中村好吉
 申越候、以上

りもするからです。そこで藩勘定奉行は、取り締まりが「手弱」だから禁令の実が上がらないのだ、取り締まりを厳しくせよとします。でも、はたしてそうなのか。厳

しく取り締まったからとて、博奕はなくならなかったに
 違いないのですが。

〔釈文〕

①別紙之通村々へ可相達旨御勘定奉行
 衆被仰聞候二付、右写さし越候、御書面之
 趣嚴鋪取計可申旨可被申付候、仍之
 申越候、以上

二月廿六日

津秦友七

七組大庄屋アテ

〔読み下し文〕

①別紙之通り村々へ相達す可き旨御勘定奉行
 衆仰せ聞けられ（被_{おほ}仰_せ聞_け）候に付き、
 右写し差（さ）し越し候、御書面之
 趣_{おもひ}嚴_し（鋪）く取り計らい申す可き旨
 申し付けらる可く（可_べ被_ら申_も付_け）候、之_{これ}に仍_より
 申し越し候、以上

②博奕御法度之儀追々厳鋪申付有之候

処、近頃ハ別而在々御触を背、致博奕候者共有之趣風聞有之、不届千万二候、

③右ハ制道手弱候而ハ御制禁等も相立不申候条、いか様ニも厳鋪取計可申、④就而ハ

博奕之義、右致宿候もの有之故寄集り候事ニ付、致宿候もの、村々ニ而吟味致

召捕可申候、尤召捕次第在牢へ入置可被申候、⑤件之趣、早々組々大庄屋・

胡乱者改共へ不洩様被申付、村々へ穿鑿之儀行届可申付事

二月

(触書一点略)

⑥右之通

中村伊之助

⑦「右御通し写村中家別順達致候

三月七日」

三月五日

むら／＼アテ

②博奕御法度之儀追々厳しく申し付け之有り候

処、近頃は別して(而)在々御触を背き、博奕致し候者共之有る趣風聞之有り、不届き千万に候、

③右は制道手弱に候ては御制禁等も相立ち申さず(不)候条、いか様ニも厳しく取り計らい申す可し、④就ては

博奕之義、右宿致し候もの之有る故寄り集り候事に付き、宿致し候もの、村々にて吟味致し

召し捕え申す可く候、尤も召し捕え次第在牢へ入れ置き申さる可く(可レ被レ申)候、

⑤件之趣、早々組々大庄屋・胡乱者改め共へ洩れざる(不)様

申し付けられ(被)申(付)候、村々へ穿鑿之儀行き届き申し付く可き事

⑥右之通り

⑦「右御通し写し村中家別順達致し候」

〔文意例〕

①別紙の通り（の内容で配下の）村々まで（代官・大庄屋が）御達しになってほしいと御勘定奉行衆が御命じになったので、右写し（別紙）を渡す。御書面（別紙）の内容を徹底して執行せよということを（大庄屋は庄屋に）御命じになるように。よって伝達する。以上

②（百姓には）博奕禁令を度々厳しく申し付けたけれど、近頃は特にいたる所で御触に背いて博奕を致す者共がいるという風聞が伝わってくる。不届千万である。

③このことは（いくら禁令を出しても）取り締まりがいい加減では禁止等も成果がないということだから、どのようにしてでも厳しく実行するように。④そのためには、

博奕というものは、このように博奕場を開く者がいるから（そこに人が）寄り集る事になるので、博奕場を開く者を村々で取り調べて

捕らえること。ただし、捕らえ次第（大庄屋方の）牢へ入れ置かれるように。⑤以上の内容を（代官は）早々組々大庄屋・

胡乱者改共へ手抜かりのないようにお申し付けになり、村々へ

（博奕する者の）穿鑿が行き届くように申し付けなさい。

⑥以上右の通り

⑦「この御通しの写しを村中家ごとに順に通達致した」

〔語意・語法〕

①**別紙** ②⑤のことなのだが、この表現は書面のことを指しているのではなく、その内容。別紙の内容。勘定奉行から各代官に宛てた達し。その写しを代官津泰氏は大庄屋に送り、それをさらに写したものを大庄屋中村氏は村々に廻している。**村々へ可相達旨** 村々にまで達するよ
うに、代官・大庄屋が手立てをとりなさい。勘定奉行の表現を書きかえているので、代官に対して使われていた
だろう「可被相達」の丁寧語（被）は略したか。**御勘定奉行衆** 勘定奉行の内の一人。「衆」は人を表わす名詞な
どに付いて、親愛、尊敬の意を添える。**被仰聞候**「被」
は敬語。「仰聞」は命じるの敬語。二重敬語。**右写さし**
越候「右写」は「別紙」のこと。勘定奉行からの達の写
し。「さし」は接頭語の「差」。意味を強めたり語調を
整えたりする語。「越」は行く。来る。代官の行為。**御**
書面これも「別紙」。**嚴鋪取計可申旨** 庄屋が取り計ら
う。「可」は話し手の意志を表す助動詞。「可被申」の
敬語（被）を使っていない。「申」は補助動詞。上の動
詞（ここでは「取計」）を改まって表現したり、敬って

表現したりする。**可被申付候** 大庄屋に対して、庄屋が取
り計らうように申し付けてください。「可…候」は「可
…」の丁寧な言い方。「被」は大庄屋に対する敬語。**仍**
之「之に仍」でもよいが、「之」は省略して「よって」
と読む。**申越** 言って寄越す。**七組** 日高郡本藩領が七組に
分かれていた。志賀組・入山組・江川組・天田組・南谷
組・山路組・中山中組。それぞれに大庄屋が付く。御坊
村は天田組。

②**博奕** 博打。**法度** 禁令。**追々** 続けて。つぎつぎに。こ
こでは度々。**有之**「之」は強調。**別而** 「べっして」ある
いは「わけて」。特に。**在々** いたる所。あらゆる所。**致**
博奕候者共有之趣風聞有之「有之」が重複し、あるいは
「趣」は重すぎるか。耳慣れない言い方。写し違いか。
「致博奕候者共有之由相聞」致博奕候者共有之との風
聞御座候」の方がなじむか。**千万** 接尾辞。体言等につい
て、程度のはなはだしいこと。

③**制道** 政道。取り締まり。**手弱** 弱々しい。たよらない。
制禁 規則で禁止すること。**相立**「相」は語調を整える

語。語に意味があるわけではない。「立」は成り立つ。候条「条」は「…によって」「故に」。いか様にも何と
しても。

④就而ハそのため。それだから。博奕之義「義」（儀）は「こと」。「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「義（儀）」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。致宿「宿」はここでは場所。家。博奕宿。博打場。吟味 取り調べ。在牢 在地（村）の牢。大庄屋方の牢屋。入置可被申候 ここでは勘定奉行から代官に対する丁寧語。

⑤件之趣「件」は「前に述べた」。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。事柄の方向。

【鳴り物停止】

大身の武家や公家が没すると、鳴物なりものや普請ちようじの停止を触れます。大きな音は出してはいけないというのですが、庶民にとってこれらの人物は縁遠いわけで、停止は難儀なものだったに違いありません。

御用留には瑤林院のほか、五月公家「戸田采女正殿うねめのかみ

胡乱者改 代官の下、村々での取り締まりを行なう役。大庄屋と対等の格か。郡にひとり。「組々」は「大庄屋」にだけかかる。不洩様被申付「不洩」は伝達洩れがないようにの意。「被」は代官に対する丁寧語。行届可申付

事 「可被申付」の敬語（被）を落としたか。ただ、文章としては違和感があり、「村々へ穿鑿之儀行届可申付様、早々組々大庄屋・胡乱者改共へ可被申付候」とすべきように思える。「穿鑿」は博奕宿の穿鑿。

⑥右之通…むらくアテ ここが大庄屋中村伊之助の文章。⑦右御通し…三月七日 この二行は御坊村庄屋の書き込み。達しが丁をまたいでしまったため前の丁に書き込んだのだろう。

卒去くろしからず」に付き鳴物三日停止、普請は「不苦」、九月公家「宮内大輔様…御卒去」に付き普請は一日、鳴物七日の停止、十一月加判之列「金森孫右衛門殿御死去」で停止の記載なしの三例が載ります。

〔釈文〕

①一筆申入候、水戸源文様御妹瑠林院様、

(停止脱力)

当月廿四日御逝去二付、鳴物ハ今日ハ三日、

〔読み下し文〕

①一筆申し入れ候、水戸源文様御妹瑠林院様、

当月廿四日御逝去に付き、鳴物は今日より三日(停止)、

① 一筆申入候、水戸源文様御妹瑠林院様、

当月廿四日御逝去二付、鳴物ハ今日ハ三日、

② 一筆申し入れ候、水戸源文様御妹瑠林院様、
当月廿四日御逝去に付き、鳴物は今日より三日(停止)、

③ 一筆申し入れ候、水戸源文様御妹瑠林院様、
当月廿四日御逝去に付き、鳴物は今日より三日(停止)、

④ 一筆申し入れ候、水戸源文様御妹瑠林院様、
当月廿四日御逝去に付き、鳴物は今日より三日(停止)、

普請ハ不苦旨、御老中被仰渡候段大目付中右

申来り候ニ付、②口六郡同様相慎候筈之旨、

是又申来り候間、其段支配下へ可被相達候、恐々謹言

三月廿七日

寛勘助

津秦友七殿

③右之通被仰越候ニ付、右写し指越候、御書面之趣

村内不洩様相通し可被申候、

尤寺社方へも可被相触候、依而申越候

四月三日

中村伊之助

御坊・その・名屋・しま・田井

④そのへ遣ス

〔文意例〕

①一筆申し入れます。水戸源文様御妹の瑤林院様ですが、

当月廿四日御逝去になりました。鳴物は今日より三日（停止）、

普請は（実施しても）かまわない旨、御老中が仰せ渡しなさったということを大目付中から

申して来ました。②口六郡（も武家）同様に慎むべきだということを、

これ又申して来たので、（代官は）その内容を支配下へお達しになるように。恐々謹言

③右の通り（勘定奉行が）仰って来たので、右の写しを渡します。（庄屋は）御書面の内容を

普請は苦しからざる（不）旨、

御老中仰せ渡され（被_レ仰_レ渡）候段大目付中より

申し来り候に付き、②口六郡同様相慎しみ候筈の旨、

是又申し来り候間、其段支配下へ

相達さる可く（可_レ被_二相達_一）候、恐々謹言

③右の通り仰せ越され（被_レ仰_レ越）候に付き、

右写し指し越し候、御書面之趣

村内洩れざる（不）様相通し申さる可く（可_レ被_レ申）候、

尤も寺社方へも相触れらる可く（可_レ被_二相触_一）候、

依って（而）申し越し候

④藪（その）へ遣す

村内洩れなく通知なされるよう。

ただし村内各寺社へもお触れになるよう。よって伝える。

④ 藺村へ送る。

〔語意・語法〕

① 一筆申入候…恐々謹言 書状形式で使われる慣用句。

内容に伴い書状形式にしたか。「恐々謹言」は書状の末に置く敬意表現。恐れながら謹んで申し上げる。**水戸源**

文様御妹瑤林院様 水戸徳川家から分かれた水戸氏（松平

氏）四家（讃岐高松藩・常陸石岡藩・同穴戸藩・陸奥守

山藩）いづれにも、「源文」「瑤林院」とも該当するよ

うな人物は見いだせない。**鳴物「停止」**の文言が抜けて

いる。「鳴物停止」なりもあちようじ。葬儀期間中、楽器の演奏を禁じ

ること。**不苦 停止**の必要はない。**被仰渡候段**「被」は尊

敬を表す助動詞。受身ではない。「仰渡」も命じるの敬

語。二重敬語。「段」は「こと」。「…のこと」を意味

する語の中で、最も広範囲を代用する語。筆者は「統合

の段」と称する。**大目付中**「文化四卯年四月十一日…一

大目付欠役に付、御供番頭以上へ御触書諸事通達、大

目付無之已前之振合を以御目付通達之事」（『南紀徳川

史』八冊、四八八頁）。基本は供番頭以上の武家宛達し

であるものの、庶民も武家同様に慎むよう触れたと考え

られる。「中」は、ひとりの大目付ではなく、複数人い

る役儀の集団のこと。**申来り** 敬語表現なしに使うように

思える。

② 口六郡同様 日高郡も口六郡なので、「口六郡と同様

に」と解すると意味がとれない。口六郡の在地も武家同

様にの意か。「口六郡」は牟婁郡を除く紀州六郡。**相慎**

候筈之旨「相」は語調を整える語。語に意味があるわけ

ではない。「筈」は道理、理屈、筋道、予定、手筈。

「筈」は「様」の上から訂正したか。「旨」はものご

との意味・内容。**是又申来り候**「逝去」の達とは別箇

に「口六郡同様」の達があったか。**支配下へ可被相達候**

「可」は話し手の意志を表す助動詞。「可…候」の方が丁寧。「被」は代官に対する丁寧語。**算勘助** 勘定奉行。

津秦友七殿 廻状の冒頭にあったであろう代官津秦友七から大庄屋中村伊之助宛の添え書きが省略されている。

③**右之通** 「右之通」の内容で。①の内容で。①が勘定奉行が代官に送った書状。これを代官が写して大庄屋に送り、大庄屋はこれをさらに写し、②を添え村々に送った。**右写し** 直前の「被仰越」た書面の写し。①のこと。

仰越 「越」は行く、来る。**指越** 「指」は意味を強めたり

【秤改め】

幕府は秤を統一するため、秤に対する独占権を、東三三か国については守随家しゆいの江戸秤座に、西三三か国については神家じんの京都秤座に与えました。二家は諸国で秤の製造・販売・修理や、一〇年に一回くらいの秤改めを行いました。和歌山にも京都秤座の出店でみせが置かれていました（『国

〔釈文〕

①神善四郎秤改之義二付、去冬委細相達有之事二候、

語調を整えたりする接頭辞「差」。不洩 通知洩れないように。**可被申候** 「被」は庄屋への丁寧語。「申」は補助動詞。上の動詞（「通し」）を改めて表現したり、敬って表現したりする。**寺社方** 村内各寺社。「方」はそれに属する人たち。寺社への達しは通常は寺社奉行廻りになる。

④**そのへ遣** 御坊村庄屋の書き込み。御坊村に届いた廻状を、宛先の順に従って次の蘭村に遣った。「遣」は、（動作者への敬意が失せて）人を派遣する。他へやる。

史大辞典』）。ただ、改め洩れは勘定奉行も責任を問われるようで、その点勘定奉行も神経質になっています。なお、この秤改めの史料は説明が具体的ではなく、解釈が難しいものの一つです。

〔読み下し文〕

①神善じゆん四郎秤改め之義のに付き、

夫二付、近々之内日高郡小松原村へ出張、郡中諸秤

相改候筈候条、②村々秤員数書一組切帳面相認、

来月五日迄二天田組大庄屋役所へ差出シ置、右

善四郎代之者罷出候ハ、相渡し候様

一③右員数書差出候上、諸秤其組々大庄屋共手前へ

取集差出させ候而ハ、依所往返手間取候所も有之べく

候二付、前段員数書大庄屋共へ差出候て、秤之義ハ

村々直ニ指出し、改受候様

一④村々所持之秤之内、下地改洩有之筋たりとも、

不残改受候様

一⑤村々之内諸秤相調へ候而間も無之者共ハ、

心得違、不指出者も可有之候へ共、此度之改ハ

新古ニ不抱相改候筈二候間、件之趣入念可被相達候、

⑥右ハ

公儀ヨリ被仰出候筋ニ付、勿論隠置候義ハ有之間

敷候へ共、猶心得違無之様可被相達候、追而右秤座

之者村々打廻り候由ニ付、其節改洩有之品申出候

而ハ如何候条、是又入念可被相達候

高木兵大夫

去冬委細相達し之有る事に候、

夫に付き、近々之内日高郡小松原村へ出張、郡中諸秤

相改め候筈に候条、

②村々秤員数書き一組切り帳面相認め、

来月五日迄に天田組大庄屋役所へ差し出し置き、右

善四郎代之者罷り出で候はば(ハ、)相渡し候様

一③右員数書き差し出し候上、諸秤其組々大庄屋共手前へ

取り集め差し出させ候て(而)は、

所に依り往返手間取り候所も有るべく

候に付き、

前段員数書き大庄屋共へ差し出し候て、秤之義ハ

村々より直に指し出し、改め受け候様

一④村々所持之秤之内、下地改め洩れ之有る筋たりとも、

残らず(不)改め受け候様

一⑤村々之内諸秤相調え(へ)候て間も之無き者共は、

心得違、指し出さざる(不)者も

之有る可く候らえ共、此度之改めは

新古に拘わらず(不)相改め候筈に候間、件之趣

入念に相達さる可く(可レ被レ相達)候、⑥右は

ふは道に於て出たてりて一は是れ也
乃た之を絶ちて其の實を以て行はしめ入念を以て
公儀ヨリは 佐田 御方 向御 御座りしゆ
むとて其れ人の遠く中へ出でしゆとて 由りて大釋光
とてん村とて打出たてりて其の實を以て行はしめ
るは其の實を以て入念を以て行はしめ
二三本迄なり

十 三 月 御 方 向 御 座 り 申 上 下

⑦ 大釋政りて其の實を以て行はしめ入念を以て
とてん村とて打出たてりて其の實を以て行はしめ
村りて其の實を以て入念を以て行はしめ

⑧ 了りて其の實を以て入念を以て行はしめ

丁四月

津秦友七殿

一⑦右秤改日限之義ハ申来次第追而其段可申越候、

其節村々諸秤何丁との目録書相添、

村々直ニ小松原村改所へ指出し可申候

⑧四月廿七日七つ過、しまる来ル、直キ二藪へ遣ス

外ニその庄屋元へ届状一通とも

公儀より仰せ出でられ(被ニ仰 出ニ)候筋に付き、

勿論隠し置き候義は之有るま

じく(間敷)候らえ共、猶心得違い之無き様

相達さる可く候、追つて右秤座

之者村々打廻り候由に付き、

其節改め洩れ之有る品申し出で候

ては如何に候条、是又入念に相達さる可く候

一⑦右秤改め日限之義は申し来り次第

追つて其段申し越す可く候、

其節村々より諸秤何丁との目録書き相添え、

村々より直に小松原村改め所へ指し出し申す可く候

⑧四月廿七日七つ過ぎ、島(しま)より来る、

直きに藪へ遣す

外に藪(その)庄屋元へ届状一通共(とも)

〔文意例〕

①神善四郎家の手による秤改めの件であるが、去年の冬、委細については(勘定奉行が)達したことである。

そのことについて、近々の内(善四郎家が)日高郡小松原村へ出張し、日高郡中の諸秤を

検査する予定である。②(庄屋は)村々で(百姓の持つ)秤の員数書を一組にまとめた帳面を書き上げ、

来月五日迄に天田組大庄屋役所へ差出し置いて、（大庄屋はそれを）右の善四郎代理の者が出張してきたならば渡す様に。

一③（庄屋が）右の員数書を（天田組大庄屋に）差し出した上に、諸秤もそれぞれの組の大庄屋達のところへ（一旦庄屋が）取り集め、（そこからさらに小松原村の改所まで庄屋に）差し出させては、

所によって行ったり来たりに手間取る所もあるだろう。

前段の員数書だけ（庄屋は来月五日までに）大庄屋達の所へ差し出して置いて、秤は村々から（庄屋が小松原村改所へ）直接指し出し検査を受ける様に。

一④村々で（百姓が）持っている秤の内、もともと（前回検査で）検査洩れのあるものでも、残らず検査を受ける様。

一⑤村々の内で諸秤を購入して間もない者達は、勘違いをして差し出さない者もあるだろうけれども、今回の検査は

新しい古いに関わらず検査すべきなのだから、右のことを念を入れて（代官は）お達しなされるよう。⑥右は公儀から仰せ出でになった筋なので、もちろん（秤を検査に出さずに）隠し置くことはあっては

ならないのだけれど、なお考え違いのないように（代官は）お達しく下さい。いずれ右の秤座の者が村々を巡回することなので、その節検査洩れのある品を（秤座の者が）指摘し

ては問題なので、これまた念を入れお達しなされるよう。

一⑦右の秤改めの日程だが、（秤座の者から）言って来次第いずれその内容を（代官に）申し伝えるだろう。その（秤改めの）節に村々からの秤が何丁との目録書を添え、

村々から直に小松原村改所へ（秤を）指し出し申すように。

⑧ 四月廿七日七つ過ぎ、島村から来状。直ぐに蘭村庄屋へ送る。外に蘭村庄屋へ届状一通と共に(送った)。

〔語意・語法〕

① **神善四郎** 神家の世襲名。**相達**「相」は語調を調える語。**有之**「有」の強調形。**出張**「しゅつちよう」だが、近世末まで「でばり」とも読んだ。**諸秤** 様々な種類の秤。**候答候条**「条」は、…なので。

② **員数書** (種類ごとの) 秤の数を書き上げた書面。**一組切**「切」は限る。**善四郎代**「代」は代理。**罷出**「罷」は他の動詞の上に付き、その複合した動詞を丁寧にいう。

③ **其組々** それぞれの村が属する組の。御坊村ならば天田組。**手前** 自分の領分。ここでは大庄屋のところ。大庄屋元。**差出させ**「させ」は大庄屋からの庄屋に対する使役。

往返 こちらへ来たりあちらへ行ったり。**有之べく**「べく(可)」は話者の意志を表す助動詞。ここはもつとも弱い意味。話者の推測。**前段** 前の段。①②のこと。

④ **下地改洩有之筋たりとも** 「下地」は元来。もともと。「筋」は、ほかして、それに関するもの。「改洩有之筋

たりとも」のあとに、「今度ハ不訴出候二付」のような一文を暗黙に含んでいるように思える。

⑤ **心得違** 思い違い。**件之趣**「件」は「前に述べた」。

⑥ **公儀ヨリ被仰出候** 文化元年十月、諸国に宛てて秤改めの触れが出されている(『御触書天保集成下』)。「被」は敬語。「仰出」も敬語。**打廻り**「打廻」はあちこち歩く。巡回する。**如何**どうかと思われる。いかがしい。**高木兵太**

夫勘定奉行。刁**四月**「刁」は「寅」の異体字。

⑦ **右秤改**…**可申候** 勘定奉行の奥書。①～⑦が勘定奉行の達し(写し)。代官はこれを写して大庄屋に送り、大庄屋はこれを写して村へ送っている。代官・大庄屋の添え書きは省いて御用留に書き留められているらしい。**日限** 指定の日時。**申来** 秤役人が勘定奉行に申し来たる。**申越** 言って寄越す。**目録書** ②の大庄屋に差し出す「員数書」とは別に、秤改めの場に秤と共に持参する。

⑧四月…とも 御坊村庄屋の書き込み。七つ 午後四時頃。

庄屋元 庄屋の所。届状 秤改めとは別件の、何らかの役務上の書状と思える。申遣「遣」は補助動詞的に、尊大

【員数無し】

五月に入り秤役人が大庄屋宅にやってきました。いずれの村からも重い物を計る千木秤ちぎばかりの届がほとんどない、日高には総屋かせやも多いのにそれはおかしいと秤役人はいいま

〔釈文〕

一①秤改此節湯浅村へ入込候由、昨日我等

宅へ兩人罷出申候処、何れ之村々共千木

秤改員数無数候間、再調べ被成下候様にと、口上

書指出し候付、右写し指越候、村々二而写取

候様、②尤右ハ新古二不抱改候筈二候へ者、

追而村々相廻り可申候由、且員数無数候而ハ

日高辺へも難罷越候二付、品ニ方湯浅へも

取寄候哉二も可有之由申出候間、③其村々

今一応相調べ員数書取かへ、来ル十八日迄二

な気持ちをごめて、「…してやる」。ここでは平素の表現。

す。改めには費用もかかるため、持っていないこととして改めを避けた農民も多かったようです。

〔読み下し文〕

一①秤改め此節湯浅村へ入り込み候由、昨日我等

宅へ兩人罷り出で申し候処、何れ之村々共千木

秤改め員数無く候間、

再調べ成し下され(被_れ成_な下_{くだ})候様にと、口上

書き指し出し候に付き、右写し指し越し候、

村々にて(而)写し取り

候様、②尤右は新古に拘わらず(不)

改め候筈に候らえば(者)、

追て村々相廻り申す可き候由、且員数無く候ては

高麗海軍の進軍は、
今も懸念が網入の勢が、
抄出——

④ 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

⑤ 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

⑥ 一、此瓦新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。

⑦ 一、此瓦新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。

⑧ 一、此瓦新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。一、此瓦之禮
者、新之礼尸能多也。

無数候間、いか、之旨申出候、是又入念相調べ
可被申候

一⑥此節新ニ求申度筋も可有之ニ付夫々直段

書出し候付写し指越候、村々ニ而写シ取
先キくへ相廻し可被申候

一⑦近年諸秤相求、傷も無之、改ニ不及と

相心得候者も有之、指出し不申者も有之

候而ハ、追而村々相廻り候節見当り候而ハいか、ニ

候間、是又入念御取計之上左様之筋

有之候ハ、指出させ候様

⑧右之通ニ候間夫々心得違無之様再調べ

一④右の通り各再調べ致し候ても先達て之通りに
相違も之無く候はば(ハ)、

其段十八日迄に申し出で候様

一⑤天田組内総屋(や)多く之有る事に候処改め千木
数無く候間、いかが(いか)之旨申し出で候、

是又入念に相調べ

申さる可く候

一⑥此節新に求め申し度き筋も之有る可きに付き

夫々値(直)段

書き出し候に付き写し指し越し候、村々にて写し取り

先々(先き先き)へ相廻し申さる可く候

之上員数書十八日迄ニ指出し可被申候、仍之
急々申越候、以上

中村伊左衛門

五月十五日

川西むらく宛

一⑦近年諸秤相求め、傷も之無く、改めに及ばず(不)と
相心得候者も之有り、

指し出し申さざる(不)者も之有り

候ては、追て村々相廻り候節見当り候てはいかがに

候間、是又入念に御取り計らい之上左様之筋

之有り候はば(ハ、)指し出させ候様

⑧右之通りに候間夫々心得違ひ之無き様再調べ

之上員数書き十八日迄に指し出し申さる可く候、之に仍り

急々申し越し候、以上

〔文意例〕

一①秤改め(の者たち)がこのところ湯浅村へ入っているという。昨日私の

宅へふたたび訪ねてきて申し述べるには、何れの村でも千木

秤改めの件数が少ないので(これはおかしい、すべての秤の数を)再調べ下さいますようにと、口上

書を指し出した。その写しを渡す。村々で写し取る

様。②もつとも秤検査は(秤の)新旧に関わらず(すべての秤で)検査を受けるべきものなのだから、

後日(検査もれの秤がないかどうか)村々を(秤役人が点検に)廻るだろうということだ

(だから隠さずに出しなさい)。さらに(秤の)数が少ないのならば

(秤役人は遠方の)日高辺までは出張しかねる、事情によっては(和歌山寄りの)湯浅(に変えてそこ)に

(秤を) 取り寄せようか、それも有りうるだろうと申し出た

(そうなるにはよい手間もかかるのだから隠さずに出しなさい)。③そこで各村々(の庄屋)は今一度調べ直し員数書を作り変え、来る十八日迄に

指出しなされるよう。

一④右に述べた通りに各村で再調べ致しても、先達て差し出した通りで

(秤の数に) 間違いがないならば、そのことを十八日迄に申し出る様に。

一⑤天田組の内には総屋が多いのに検査すべき千木(秤が)

少ないのだから、(これは) おかしいと(秤役人は) 申し出ている。これまた入念にお調べになるように。

一⑥この際新に(秤を) 買いたいという者もあるだろうということで、(新しい秤の) それぞれの値段を(秤役人が) 書き出してきているので、写しを送る。村々で写し取り

先々(の村) へお廻しになるよう。

一⑦最近になって(新しく) 秤を購入し傷もないため、(秤) 検査は必要がないと

(間違つて) 心得る者もいる。指し出さない者がい

て、後日(秤役人が) 村々を点検して廻る際に(差し出し漏れの秤が) 見付かつては問題

なので、(庄屋は) これまた入念に御取り計らいの上、そのような人物が

いたならば指し出させる様に。

⑧右の通りなのでそれぞれ心得違いのないように再調べの上員数書を十八日迄に指し出しなされるよう。そういうことで

急ぎ通知する。以上

〔語意・語法〕

①**我等私**。兩人二人の人物。**罷出申**「罷」は他の動詞の上付き、その複合した動詞を丁重にいう。「申」は言う。**千木秤**「扛秤」(扛秤)。(扛秤)一種で、重い物をはかるために用いる。**無数**「かずなく」。ここでは数が少ない。**被成下候**「被」は敬語。「成」が「する」で「して下さる」。ただ「成下」と「下」との間に顕著な違いは見いだせない。強いていえば、「成下」の方がやや格式張った物言いか。なお、「下」の原義は「与える」。**口上書**書面。「名代篠原孫市」名で差し出された口上書は本達の後ろに書き留めてあるが、写し間違が多いようで割愛した。**右写し指越候**、**村々ニ而**意味は取れるが写し漏れか。「右写し指越し候間、村々ニ而」の方がはつきりする。「指」(差)は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。

②**候へ者**…だから。因果関係。「とも」を二重線で消し「者」を脇書きしているので読みにくい。**村々相廻り秤**

役人が廻る。**可申**「可」は話者の意志を表す助動詞。

「申」は補助動詞。上の動詞(「廻る」)を改まって表現したり、敬って表現したりする。**罷越**「罷」は他の動詞の上付き、その複合した動詞を丁重にいう。**品ニ与**「品」はここでは再調査の結果(数が少ないなど)のこと。**湯浅へも取寄候哉**数が少ない場合には日高郡小松原村まで秤役人が出向くのではなく、より和歌山に近い湯浅までしかやつてこない。「哉」は疑問を表す。

③**其村々**「其」は相手のこと。ここでは達しを通知する村々。**可被申候**「罷」は大庄屋の庄屋に対する丁寧語。

⑤**総や**「総屋」。「総」は紡織して束ねた綿糸。

⑥**写し**「口上書」の写し。

⑦**左様之筋**「筋」はぼやかして「こと」。

⑧**右之通**①～⑦は代官からの達し(の写し)か。大庄屋はこれを写して村へ送っている。ここも代官の添え書きを抜いて書き留められている。**申越**言って寄越す。**川西**

むらく 日高川西の村。上富安・下富安・小松原・財

部・島・田井・御坊・藪・浜ノ瀬・名屋の各村。

【忍び細工人】

偽の秤役人が出沒したようです。秤改めには百姓から費用を徴収したため、「忍び細工人」が暗躍する下地が

あつたのです。

① 忍び細工人の秤改めは百姓から費用を徴収したため、
「忍び細工人」が暗躍する下地が

控帳し

→ 忍び細工人

村と改め

中村

② 忍び細工人

一 忍び細工人の秤改めは百姓から費用を徴収したため、
「忍び細工人」が暗躍する下地が

村々あて

②口上竟

一諸秤改ニ付追而見廻り之義者平日之事故

時々相廻り候筈候、右見廻り之義ハ所々見当り

候諸秤ハ封印付置、持主名前留置、所役

人江届ケ御役所へ訴出候事ニ候、其節改之

儀ハ若山表へ取集候筈ニ候

一③近年秤直シと申立忍細工人村々致徘徊

候儀相聞候、秤座改ニ罷出候節ハ

御公儀并ニ御地頭之御触を以此度之通先々

年方所々改所構へ、村々諸秤取集相改候事

ニ候、④見廻り之儀者前文之通ニ而一切村々ニ而致修

覆坏候儀ハ無之候、然ル処右忍び細工人相廻

候を打廻り役人抔と相心得候方茂有之趣

相聞候ニ付、右等之儀村々為心得申入置度候間

御通達可被下候、以上

神善四郎名代

篠原孫市

文化三年寅六月

天田組御役所

一諸秤改めに付き

追て(而)見廻り之義は(者)平日の事故

時々相廻り候筈に候、右見廻り之義は所々見当り

候諸秤は封印付け置き、持主名前留め置き、所役

人へ(江)届け御役所へ訴え出で候事に候、其節改め之

儀は若山表へ取り集め候筈に候

一③近年秤直しと申し立て忍細工人村々徘徊致し

候儀相聞え候、秤座改めに罷り出で候節は

御公儀并に御地頭之御触を以て此度之通り先々

年より所々改め所構え、村々諸秤取り集め相改め候事

に候、④見廻り之儀は前文之通りにて一切村々にて修

覆坏致し候儀は之無く候、然る処右忍び細工人相廻り

候を打廻り役人抔と相心得候方も(茂)之有る趣

相聞え候に付き、右等之儀

村々心得の為申し入れ置き度く候間

御通達下さる可く(可被下)候、以上

〔文意例〕

①別紙の通り（の内容で）秤屋（秤役人）より申し出であつたので各の心得のため写し（別紙）を送る。

②口上覚

一諸秤改めについてだが、近々の（秤役人の）見廻りは平日に行なうので

時に応じて廻る予定である。その見廻りのことだが、所々で（提出しなかつたために村で）見付かつた

諸秤は（検査をしていないのだから使えないように）封印を付け置き、持主の名前を書き留め、その場所の役人へ届け（無届けの秤だということ）を）御役所へ訴え出る事になる。その際に（提出漏れの分の）検査

については（当初の近辺の小松原村ではなく）和歌山へ取り集めるはずである。

一③近年秤の調整と申し立てて忍び細工人（偽の秤役人）が村々を徘徊はいかいしている

という話がある。秤座（の役人）が検査に向う際には、

御公儀（幕府）ならびに御地頭（大名）の御触をもつて今回のように、二年

前から所々改め所を構え、村々にある諸秤を取り集め検査する

のだ。④（その後の秤役人の）見廻りは前文の通りだから、一切村々で（秤の）修

覆などすることはありえない。ところが右の忍び細工人が廻

つて来たのを巡回の秤役人などと心得てしまう者もいるという話が

耳に入ってくる。右等を村人の心得のため申し入れて置きたいので

御通達下さいますように。以上

〔語意・語法〕

①別紙 ②以下の秤役人篠原孫市の「口上覚」の内容のこと。①が大庄屋の端書き。②以下を写して村へ送っている。写シ「別紙」のこと。「口上覚」の写し。指越「指(差)」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。中村 天田組大庄屋。村々あて 天田組一七か村の村名が書かれていた。

②追而 近いうちに。見廻り之義「義」は「こと」。平日 ぶだん。神社などで祭りを行う祭日に対比させて言っているのか。とすれば廻るのには都合がよいという意味になるが。事故「故」の字は「候」の上から訂正しているため、読みにくい。時々 時に応じて。おりにふれて。相廻り「相」は語調を整える語。特に意味はない。所役人 江届ヶ御役所へ訴出 村の実情を知らない秤役人なのでどこ

の地域でも通用する言い方をしている。

【触れ三度】

「高直(値)」の鉢植えを売買してはいけないと触れます。寛政十年(一七九八)のことでしょうか。贅沢

「所役人」は庄屋、「御役所」は大庄屋役所か。若山表「表」は土地。地方。

③忍細工人 偽の秤役人。罷出「罷」は他の動詞の上に付き、その複合した動詞を丁重にいう。御地頭 ここでは大名。秤役人の文章なので幕府法令の用語を使っている。先々年「先々」は前の前。「先々年」で二年前。【秤改め】の項の注で述べたように、秤改めの触は二年前の文化元年に出ている。

④前文 ②のこと。打廻り あちこち歩く。巡回する。相心得候方「方」はそれに属する人たち。有之趣相聞 候「趣」は、ある方向に向かっていく意味。「候」は「右」の「ナ」を訂正。可被下「可」は話者の意志を表す助動詞。「被」は尊敬を表す助動詞。名代 代理。

品だからということなのか、あるいは法外な利益をむさぼる輩がおるということなのか。しかしいっこうに

これを守る気配はありません。そこで前年、文化二年（一八〇五）再度の触れが出来ます。だが状況は相変わらず元のままです。これが三回目の触になります。これでは代官が責任を問われかねない、もう放っておけない、代官所から直接役人が取締りに回る、というところに常にとどりつくのです。なるほど庶民は、近代以降と違っ

〔釈文〕

①別紙之通御勘定奉行衆方廻文を以被申越候二付、右写壺通指越候、書面之趣小前末

々迄不洩様相廻し可被申候、仍之申越候、以上

六月廿三日

御代官所

大庄屋宛

②近年高直之鉢植等売買致候趣二付、寛

政十年年従公儀被仰出候二付其段相

達候処、③心得違相止ミ不申趣二付、尚又相達シ

候様御年寄衆被仰渡候二付其段去年

相達候処、④今以高直之蘭等売買致候者

て、博奕禁止にしろ、秤改めにしろ、この蘭売買禁止にしろ、禁令に従おうなどはこれっぽっちも思っていないのです。それだから、近世では同じ法令が繰り返し繰り返し出され続けたのではなかったのか。法律は守らねばならないという発想は、近代国家による民衆教育の産物なのでしょう。

〔読み下し文〕

①別紙之通り御勘定奉行衆より

廻文を以て申し越され（被二申一越）

候に付き、右写し壺通指し越し候、書面之趣小前末

々迄洩れざる（不）様相廻し申さる

可く（可レ被レ申）候、之に仍り申し越し候、以上

②近年高直之鉢植等売買致し候趣に付き、寛

政十年年公儀従り

仰せ出でられ（被二仰一出）候に付き其段相

達し候処、③心得違い相止み

申さざる（不）趣に付き、尚又相達し

候様御年寄衆仰せ渡され（被二仰一渡）候に付き其段去年

① 荆楚每游劫定年以先如文以以常
以分大寫三每控頭中而一區中來
之是已漢板中一

之
佛代本所

人之名

② 近年之在之紳控中者其波出遠之在竟
政十年年從之儀以 任者分于服在
③ 其和力以書若止中一魏分也又抄在已

此秋濟國年為萬名位後以分在順去年
抄年亦秋今助之也一其未書為黃波以志
九多乃之也(註)秋抄年乃坐一之公(註)
汲人未也已在神之也一其未書為黃波以志
及見其以之元揚之也其交各百其
條計後以秋抄年乃坐一之公(註)

七月

⑥ 右之通被仰越候付写指越候、御書面之趣
 此段小前末々迄可被相達候

共多有之趣粗相聞不届之至二候、⑤已来
 役人打廻せ、右体高直之品売買致候者

及見聞候ハ、取揚させ、急度咎可申付候

六月

相達し候処、④今以て高直之蘭等売買致し候者
 共多く之有る趣粗相聞え不届き之至りに候、⑤已来
 役人打廻らせ、右体高直之品売買致し候者
 見聞き及び候はば（ハ、）取り揚げさせ、
 急度咎申し付く可く候

中村

⑥右之通被仰越候付写指越候、御書面之趣

条、此段小前末々迄相達さる可く（可レ被相達）候

被相心得小前末々迄不洩様入念相通

可被申候、仍之申越候、以上

中村

六月廿九日

村々宛

⑥右之通り仰せ越され(被^れ仰^せ越^され)候に付き

写し指し越し候、御書面之趣

相心得られ(被^れ相^あ心^い得^え)小前末々迄

洩れざる(不^ぞ様^さ入^い念^{ねん}に相通し

申さる可く(可^べレ^ら被^ら申^ま)候、之に仍り申し越し候、以上

〔文意例〕

①別紙の通り(の内容で)御勘定奉行衆より廻文でお申し越し

になったので、別紙一通を渡す。(大庄屋は)書面(別紙)の内容を末

端の百姓に至るまで伝え洩れないようにお廻しするよう。そういうことで伝える。以上

②近年(庶民の間で)高値の鉢植等を売買する動きがあり、寛

政十年年公儀より(禁令を)仰せ出でになったのでその禁令を(借用して紀州藩でも)

達した。ところが、③(庶民の)考え違いが止まらない(売買が続く)ので、さらにまた達す

る様(藩の)御年寄衆が仰せ渡しになったので禁令を去年

達した。しかし、④今もって高値の蘭等を売買致す者

共が多^{ども}くいるという事実が概略耳に入り不届きの至りである。⑤これからは

役人を巡回させ、右のような高値の品を売買する者を

見付けたならば(品物は役人に)取り上げさせ、(藩は)厳しく咎を申し付けるであらう

から、(代官は)以上のことを百姓の末々迄お達しになるように。

⑥右の通り（代官が）仰せ越しになったので写しを渡す。御書面の内容をお心得になって百姓の末々迄伝えもれないように入念に通達なさるよう。そういうことで伝える。以上

〔語意・語法〕

①**別紙** ②⑤が勘定奉行の触れ。ここでの「別紙」は書面ではなく書面の内容のこと。これを代官が写して端書きを加えて大庄屋に送り、大庄屋はそれを写して⑥の奥書を加え村に送った。**御勘定奉行衆** 勘定奉行の内の一人のこと。「衆」は人を表わす名詞などに付いて、親愛、尊敬の意を添える。**廻文** 各代官の間を廻す。**被申越** 「被」は尊敬を表す助動詞。受身ではない。「仰」（③の御年寄衆の場合）ではなく「申」を使っている。「越」は行く。来る。**右写考通** 「別紙」のこと。「廻文」の写し。**指越** 「指（差）」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。**書面之趣** 「書面」は「別紙」。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かつていく意味。事柄の方向。**小前末々** 「小前」は通常の百姓と考えてよい。「末々」は末端に至るまで。**不洩**

「洩」は伝え洩れ。**相廻し** 「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。**可被申候** 「可」は話し手の意志を表す助動詞。「可：候」の方が丁寧。「申」は補助動詞。上の動詞（「廻し」）を改まって表現したり、敬って表現したりする。**御代官所** 日高郡代官津秦氏の名・印があった。大庄屋が書きかえたか。**大庄屋宛** 七組大庄屋名があったものを、ここも大庄屋が書きかえた。**②高直** 「たかね」とも読む。高直のこと。**致候趣** 「致」は丁寧語。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かつていく意味。事柄の方向。**寛政十年従公儀被仰出候** 寛政十年（一七九八）八月、大目付宛、「近來品珍數鉢植もの、至て高直ニ売買いたし候趣相聞候、都て不用之品不相応ニ高価なるを甄ひ候儀は有之間數事ニ候間、高価ニ商売致間敷申渡候條、其旨相心得候様、向々え

寄々可被達候」とある（『御触書天保集成』）。この法令に罰則はないことに注意したい。なお、紀州藩の触には「鉢植等」とあるが、幕府は鉢植以外述べていない。

「被」も「仰」も敬語。二重敬語。**其段**「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは幕府から触れが出たということと、鉢植えの幕府触れ全体。

③**心得違** 思い違い。 **御年寄衆** 紀州藩年寄。 **被仰渡**「仰

【仰せ出され候哉】

勘定奉行から日高焼や甚兵衛焼の調査をするように達が出ます。けれどもその発端は、「吟味致候様被仰出候哉之趣」、調査するように御命じになったのだろうかという申し出、だったのです。「御命じになった」かもしれ

〔釈文〕

①日高郡中之内ニ日高焼と号候瀬戸物有之、
又ハ甚兵衛焼と申是又何ヶ有之候由ニ付、別紙
之通御勘定奉行衆を被申越候付、右巻通

渡」は「申渡」の敬語。「被」も敬語で二重敬語。

④**有之**「之」は強調。**粗相聞**「粗」は大体の所。概略。

⑤**已来** 今後。 **打廻せ**「打廻」はあちこち歩く。巡回する。 **右体**「体」は物事の有り様。 **急度** 厳しく。必ずや。

可申付候条「条」は…なので。

⑥**右之通** ①～⑤の内容。 **写指越**「写」は「被仰越」の書面の写し。 **相通**「通」は「達」を訂正。

れないのは藩主治宝。要するに、焼き物に関心を持つ藩主治宝が話題にした、それを周囲が付度してこの調査にまでなってしまったのです。

〔読み下し文〕

①日高郡中之内ニ日高焼と号し候瀬戸物之有り、
又ハ甚兵衛焼と申す、是又何か之有り候由に付き、別紙
之通り御勘定奉行衆より

① 日之教本より内自之補と云ふは澄を指し
 又いふは流焼と云ふ是又何と云ふも自心と云ふ
 之を(初)初定中より先か智識より先たる也
 捨去といふは(二)② 法を以て組む内お願ひ
 為す何れも流焼の心か及ぶか否かを尋ね
 お願ひを以てせざるの事也

七つとあり

津野子友七

事ははかばかしくおぼえりて
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを

あはれなるを

あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを
あはれなるを

(慧) 大惠院様御代る之事候由、日高之

何と申者焼候処、いつ之比る相止ミ候哉、

甚兵衛焼も日高之甚兵衛ニ候哉、④吟味致

候様被仰出候哉之趣ニ而、森玄^(番)番方被談

候、⑤右ハ定而御配下之事ニ而、右等之趣相分有之

事ニ候哉、御調へさせ、相分り次第其品書付

御出し候様ニ存候、仍之申越候

七月十八日

高木兵大夫

津秦友七殿

⑥右之通被仰越候付、写指越候、御書面之趣

被相心得いつ之比相止ミ候哉相調へ、⑦委細

書付来ル廿九日迄之内指出し可被申候、

右延引候而ハ達ニ指支候間、右日限無

間違、書付可被指出候、仍之申越候、以上

七月廿三日

中村伊左衛門

村々宛

⑧廿四日九つ時前二嶋方届キ、同日

七つ半時二蘭へ遣ス

何と申す者焼き候処、いつ之頃(比)より相止み候哉、

甚兵衛焼も日高之甚兵衛に候哉、④吟味致し

候様仰せ出でられ(被^お仰^{せい}出^で)候哉之趣にて(而)、

森玄^{げん}番方^{ぼかた}談ぜられ(被^お談^{だん})

候、⑤右は定めて御配下之事にて、右等之趣相分り之有る

事に候哉、御調べさせ、相分り次第其品書き付け

御出し候様に存じ候、之に仍り申し越し候

⑥右之通り仰せ越され(被^お仰^{せい}越^こ)候に付き、

写し指し越し候、御書面之趣

相心得られ(被^お相^{あい}心^こ得^え)

いつ之比相止み候哉相調へ、⑦委細

書き付け来る廿九日迄之内

指し出し申さる可く(可^べレ^こ被^お申^{もう})候、

右延べ引き候ては達しに指し支え候間、右日限

間違い無く、書き付け指し出さる

可く(可^べレ^こ被^お指^さ出^で)候、之に仍り申し越し候、以上

⑧廿四日九つ時前に嶋より届キ、同日

七つ半時に蘭へ遣す

〔文意例〕

- ①日高郡の内に日高焼と称する瀬戸物がある、
または甚兵衛焼と申すこれまた何かあるそうだとすることを別紙
の通り（内容で）御勘定奉行衆がお申し越しになった。そこで、別紙（写し）一通
を差し遣わす。②右の書面（別紙）の（問い合わせ）内容で各組々の内を調べ、
その頃どのような物を焼いていたのか、色・品・所・名前等じっくりと
調べさせ、早々に書き付けをお達しになるように。そういうことで伝える。以上
- ③日高焼と号する瀬戸物が何かあるし、また甚兵衛
焼と申すこれまた何かがある。右は
大慧院様の時代からのことだというが、日高の
何という者が焼いていたのか、ところが、いつの頃からすた廃れたのか、
甚兵衛焼も日高の甚兵衛なのか、④よく調べる
ようにと（治宝様は）おっしゃったのではないのかというようなことを、森玄蕃の部下がお話になつた。⑤この（焼き物の）件は確かに（日高代官の）御支配域のことなので、この問い合わせの事柄はまず分るのではないのか、（代官は大庄屋に）調べさせ、分り次第その内容を書き付け、
御出しになるように期待します。そういうことで伝える。
- ⑥右の通り（内容で代官が）仰せ越しになつたので、写しを送る。御書面の内容をお心得になつていつの頃廃れたのかを調べ、⑦（庄屋は）委細を書き付け、来る廿九日迄の内に指し出しになるように。

これが延び延びになつては(代官宛の)達に差し支えるので、右の日限を間違えずに書付をお指し出しになるよう。そういうことで伝える。以上

⑧廿四日九つ時前に嶋村より届き、同日

七つ半時に蘭村へやった。

〔語意・語法〕

①中之内 重複表現。日高焼『和歌山県史』近世に、「あまり内容のよくわからないものに、甚兵衛焼・善明寺焼がある」として、「善明寺焼は、島の善妙寺第六世玄了が、宝暦年間(一七五一〜六四)に焼いたものという。：銘は「日高」・「島」・「善明寺」印と「ぜんみよう」の彫銘などがある。この窯は、宝暦九年(一七五九)の玄了の死去により、廃絶したものとされる」と述べる。この善明寺焼が日高焼のことか。十代藩主治宝は、文政初年(一八一〇年代末)から、自分の興味や産業育成のため、焼き物に関心を示したといわれているが、それより早く、この文化三年にこのような動きがあったことに注目したい。有之「之」は強調。甚兵衛焼「元和年間(一六一五〜二四)に頼宣に従つて紀州

に來た御瓦師寺嶋甚兵衛もしくは御茶碗師原甚兵衛によつて焼かれたと伝えられる：銘はなく、了々齋などの箱書によつて甚兵衛焼であることが知られる」(『和歌山県史』近世)。何ヶ 見なれない表現だが、「何か」のこと。有之候由「由」は伝聞の「：ということ」。別紙③④⑤。勘定奉行からの書面の内容のこと。勘定奉行衆「衆」は尊敬。被申越「被」は尊敬を表す助動詞。「越」は行く。来る。右亭通「右」は「別紙」。勘定奉行からの書面の写し。指遣シ「指(差)」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。「遣」は上位者が人をやる、行動させる、物をやる。津秦友七 日高郡代官。代官が受け取った③④⑤の達しを写し、①②の端書きを加えて代官は大庄屋に送っている。

②**右書面之趣** 「右書面」は「別紙」。勘定奉行からの書面の写し。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。事柄の方向。**其組々**「其」は話し手が聞き手の側にあると考える人や物などをさし示す。「組々」は日高郡七組。**相調べ**「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。厳密には「調べさせ」。 **当時**（ここではその時。その当時。**何体**「体」は、物事の有様。様子。**可被相違候**「可」は単独でも話し手の意志を表す助動詞。「可…候」の方が丁寧。**申遣**「遣」は補助動詞的に、尊大な気持ちをとめて、「…してやる」。

③**大慧院** 六代藩主宗直。在位は正徳六年（一七一六）（宝暦七年（一七五七））。**御代**（ここではその時代のこと）。**日高之何と申者（中略）日高之甚兵衛二候哉**『和歌山県史』は日高焼・甚兵衛焼共に「あまり内容のよくわからないもの」とするが、すでにこの文化三年の時点ですく分らないものだった。**何と申者焼候処**「何と申者焼候哉、然処」か。**相止ミ候哉**「哉」は疑問を表す。

④**吟味** よく調べる。**吟味致候様被仰出候哉之趣二而**、森

玄蕃方被談候 森玄蕃は文化三年六月に「御広敷向元メりも格別二相勤」とある（天保四年森角左衛門「系譜」一四〇四二）。広敷は内証方。忍びの者の元締め。藩主治宝直轄で、隠然たる権力を持っていた。「方」はそれ（ここでは玄蕃）に属する人たち。また、それをする係り。つまり玄蕃本人ではなく内証方の役人が述べた。この点と、「被仰出」は藩主もしくは公儀の行為に使う表現だから、「被仰出」たのは治宝。「被仰出候哉之趣二而」とあるから、（治宝が）調査をするように仰せ出たので勘定奉行に指示したというようなはつきりした話ではない。治宝は単に焼き物についてつぶやいただけなのかも知れない。これを耳にした内証方役人が気を回して、（治宝が）仰せ出たのだろうか、仰せ出たのかもしれないという程度のことを勘定奉行に話した。勘定奉行もそれを汲んで、日高代官宛の達しにまでなってしまったというように読める。ちなみに「仰付」は藩、「仰渡」は老中の行為に使う。

⑤**右八定而**「定而」ははつきりと。明らかに。**相分有之**「相分」の強調。「可相分」より強い表現に思える。御

出し候様二存候 婉曲表現。「可被出候」はもちろん、

「御出可被下候」よりも遠回しな言い方。相手に求めない、勘定奉行の独り言の形。「書付をお出しになるように思うなあ」。勘定奉行としては代官に役務外の余計なことを依頼しているという心理か。高木兵大夫 勘定奉行。津秦友七殿 この達は高木兵大夫が各代官に出したものでなく、日高代官である津秦友七だけにあてたことがわかる。

⑥ 右之通…代官が達してきた①～⑤を写したうえ、その

【彦次郎、威光を笠に着る】

何とも高圧的な達しがあるものです。村井彦次郎。代官津秦氏は甘蔗^{かんじ}方役人と記していますが、彦次郎はその時小姓頭で、広敷・奥向き御用も兼ねていました。寛政八年（一七九六）に「甘蔗御用掛り被仰付、砂糖製之儀頭取相勤可申」（文化八年村井玄蕃「系譜」一三六七二）とありますから、藩主治宝の威光を背に、肩で風を切つて、藩の専売組織御仕入方の取扱品である甘蔗の取り締まりを行なっていたのでしょう。

奥に大庄屋が⑥⑦を加えたもの。

⑦ 延引候而八達二指支候間、右日限無間違 津秦の触れの「早々」という文言同様、尋常ならざる気遣いが分かる。達の末端になればなるほど、それは増大していくようにみえる。

⑧ 廿四日…⑧は庄屋の書き込み。九つ 午前十二時。七つ半 午後五時。遣ス「遣」は、（動作者への敬意が失せて）人を派遣する。他へやる。

ところでこの達し、「させ」が③⑤（二つ）⑥⑦の五か所もあります。この第三集には、一七点の古文書中、本項以外六点の古文書に七か所ですから、一つの達しに五か所というのは異常に多いことが分かります。「させ」は使役。上位の者が下の者にやらせるの意味です。他の古文書中の七か所も、勘定奉行・代官・大庄屋が百姓にやらせるの意味が四か所、後は禁制の蘭を勘定奉行が役人に「取揚させ」、日高焼について、勘定奉行・代

官がそれぞれ庄屋に「調（へ）させ」、という使い方で
す。

本項では、あってもいいが、なくてもいい「させ」は
③の一つだけです。⑤の二つ目は村役人が不行き届きだ
から荒らさせることになったのだと、責任を押しつける
ために意図的に使っています。⑦は分かりにくいのです
が、「大庄屋共に」とすれば理解できます。大庄屋に庄
屋宛てに「御通させ」なのです。⑤の一つ目、二つ目、
⑥⑦は必要ありません。相手を見下すために使っている
にすぎません。

通常文末は形式文で、たいした意味はありません。
「大庄屋共へ相達可被申候」でいいわけですね。「致
度」を使いたいのならば、「大庄屋共へ御通有之様致度

〔釈文〕

①別紙之通甘蔗方かんじや申来候ニ付右写指越候、
書面之趣取計可被申候、已上

八月十日

津秦友七

（御座・存）候」です。頼むことも遠慮して、「そう
だったらいいなあ」とつぶやいてみせる、そうすること
で間接的に依頼するという婉曲話法です。しかし、本項
最後の、⑦「右之趣夫々大庄屋共へ御通させ有之様致
度」は、そうあるようにしたいのだという、やはり尊大
な表現なのです。いやですなあ、こういう人って。

さらに、「様」で一文を終えているところが②③⑥の
三か所、③は「御通」でいったん結んでいて、⑦は「可
申旨」で切っています。文章表現が尊大なのです。敬
語・ていねい表現の「被」にいたっては、見事に一か所
も使っていません。威光を笠に着た人物の文章表現を十
分に味わってみて下さい。

〔読み下し文〕

①別紙の之通甘蔗方かんじやより申し来り候に付き右写し指し越し候、
書面の之趣取り計らい申さる可く（可べレ被る申）候、以（已）上
②御支配在々、当寅年甘蔗生え立ち見分けに近々より
役人罷まり越し候筈に候間、村々甘蔗植え付け場所入念に

①
此後每直藤方分中亦凡有石寫陰鐵山
中而之區凡印一印中此也

清嘉慶七年

リヨウ

石名無何

②
此後記之者言言其藤中三見分下也

没人所成之者言言其藤中三見分下也
此後記之者言言其藤中三見分下也
支振之者言言其藤中三見分下也

公乃志山根

④ 至之柱身之甘藤到之根折元氣之魂天

神威之遠中^⑤ 於神事ありし 制道之儀行

石道之折身^⑥ 志山根之折身^⑦ 折身在折境

荒之志山根村没^⑧ 折身在折境^⑨ 折身在折境

折身在折境^⑩ 折身在折境^⑪ 折身在折境^⑫

折身在折境^⑬ 折身在折境^⑭ 折身在折境^⑮

折身在折境^⑯ 折身在折境^⑰ 折身在折境^⑱

折身在折境^⑲ 折身在折境^⑳ 折身在折境^㉑

折身在折境^㉒

大庄屋あて

地引帳を以て案内致し見分け受け候様、

②御支配在々、当寅年甘蔗生立見分二近々右

③尤も村々にて(而)指し

役人罷越候筈候間、村々甘蔗植付場所入念

支え無き様に取り計らう可き旨村役人共へ御通し、

地引帳を以案内致見分受候様、③尤村々二而無指

夫々作人共へも

支様二可取計旨村役人共へ御通、夫々作人共へも

心得させ候様

心得させ候様

一④在々植付け之甘蔗所により猥りに

一④在々植付之甘蔗所二方猥二折取荒候而作人共

折り取り荒れ候て作人共

難儀之趣申出候、⑤都而野あらし制道之儀二付

難儀之趣申し出で候、⑤都て野あらし制道之儀に付い

而ハ追々相通させ候儀も有之事二候処、右体徒二

ては追々相通させ候儀も之有る事に候処、右体徒に

荒させ候段村役人共不行届二相聞候、⑥右者先

荒させ候段村役人共不行き届きに相聞え候、

達而方相触させ候趣を以大庄屋・胡乱者改共厳敷

⑥右は(者)先

制道有之様、⑦若此後荒候者も有之候ハ、召捕置

達てより相触れさせ候趣を以て

其段早々砂糖役所へ訴候様村役人共へ相通シ

大庄屋・胡乱者改め共厳しく(敷)

可申旨、右之趣夫々大庄屋共へ御通させ有之様

致度、仍之如此二候、以上

村井彦次郎

八月六日

荒し候者も之有り候はば(ハ、)召し捕らえ置き

口六郡宛

其段早々砂糖役所へ訴え候様村役人共へ相通し

⑧右之通被仰越候付写指越候、御書面之趣被

申す可き旨、右之趣夫々大庄屋共へ御通させ有る様

相心得地引帳入念認置可被申候、尤甘蔗

⑧右之通り仰せ越され(被二仰越一)候に付き

折取候者有之候ハ、其段可被申出、依之申越候、以上

中村

むら／＼宛

写指し越し候、御書面之趣

相心得られ(被相心得) 地引帳入念に認め置き

申さる可く(可被申) 候、尤も甘蔗

八月廿一日 ⑨八月廿五日五つ時嶋方参り蘭へ直二遣

折り取り候者之有(可被二申出) 候はば其段申し出でらる可し

八月廿一日 ⑨八月廿五日五つ時嶋より参り

蘭へ直に遣す

〔文意例〕

①別紙の内容で甘蔗方から伝えてきたのでその写しを渡す。

書面の内容をお取り計らいになるように。以上

②御支配下の村々に、当年寅年分の甘蔗生え立ちの見分けに近々より

(甘蔗方) 役人が出向く予定である。(庄屋は) 村々の甘蔗植え付け場所を入念に、

地引帳を使って案内致し見分けを受ける様。③もつとも村々で差

支えないよう取計らえと、村役人共へ通知。それぞれ(庄屋が) 耕作人共へも

心得させる様。

④村々で植え付けている甘蔗だが、場所によっては、みだりに折り取り荒し(をす人物がい)て耕作人共が

難儀していると申し出ている。⑤すべて野あらしは禁止なの

だから繰り返し(野荒らし禁令を庄屋に) 通達させているのだが、このようにむやみに

(無法者に) 荒させているということは、村役人共が不行届だからであるようにみえる。⑥これに対しては先

達てより(庄屋に) 触させている達しがあるのだから、大庄屋・胡乱者改共は徹底して

禁止する様。⑦もし今後も荒す者があつたならば召し捕えて置き、

それを早々砂糖役所へ申し出るよう、村役人共へ通知

すべきこと。右のことをそれぞれの代官が(代官が) 通達させるように

したい。よつてこういうことである。以上

⑧右の通り(代官から) 仰つて来たので写しを送る。(庄屋は) 御書面の内容を

お心得になり地引帳を入念に認め置きなされるように。もつとも甘蔗を

折り取るような者がいるならばその点をお申し出になるように。そういうことで伝える。以上

⑨八月廿五日五つ時嶋村より(この書面が) 参り、蘭村へ直(すぐ) に渡す

〔語意・語法〕

①別紙之通 別紙にある通り。「別紙」は②以下。村井彦

次郎から各代官宛ての書面の写し。これを写し、①の代

官の端書きを添えた上で、代官は大庄屋に送っている。

甘蔗方 藩専売組織御仕入方おし入れかたの甘蔗役所。申来 言つて来

る。右写指越 「右」は「甘蔗方申来候」書面。「写

(し)」は、甘蔗方からの書面は代官の手元に残し、そ

の写し(②以下)を大庄屋に送る。「指(差)」は接頭

語。意味を強めたり語調を整えたりする語。「越」は、

寄越す。書面 別紙のこと。可被申候 「可」単独でも話し

手の意志を表す助動詞。「可：候」の方が丁寧。「被」は

尊敬を表す助動詞。受身ではない。「申」は補助動詞。上

の動詞(「取計」)を改まって表現したり、敬つて表現し

たりする。津秦友七 日高郡代官。大庄屋あて ここに日高

郡各大庄屋が記してあつた。

②**御支配在々**「御支配」は各代官がそれぞれ支配している。「在々」は村々。**生立見分** 生有状態の検分。**罷越候** 咎候間「罷」は他の動詞の上に付き、その複合した動詞を丁重にいう。「越」は行く。来る。「間」は「：だから」。**地引帳** 検地帳に類する、甘蔗畑の場所・面積・等級・耕作人等を記した帳面か。**受候様**「受可被申候」がふさわしいだろう。

③**可取計旨**「旨」はものごとの意味・内容。**村役人共**「共」は「達」にくらべ敬意が低い。**御通**「御通」で体言止めとした。尊大さが臭う。「御通有之様」の意。

「御通可被致候」がよい。**作人** 耕作人。**心得させ候様**「させ」は大庄屋を通じて庄屋が作人に心得させる。「可被為心得候」だとすばらしい。

④**難儀之趣**「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かつていく意味。事柄の方向。

⑤**野あらし** 作物を盗み取ること。**制道** 政道。取り締まり。ここでは取り締まりの対象。禁止。**追々** 物事が次から次へと行われるさま。**相通させ** 大庄屋を通じて庄屋に「追々」通達させた。「相」は語調を整える語。語に意

味があるわけではない。**有之**「之」は強調。**右体**「体」は物事の有り様。**徒二** むやみやたらに。わけもなく。**荒させ候段**「させ」は、村役人の「不行届」の責任を問うために敢えて使っている。「不行届」だ、つまり「荒させ」ているんだの意。「段」は「こと」。「：のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。

⑥**相触させ候趣** ここも代官が大庄屋を通じて庄屋にかつて触れさせた。「趣」は、ここでは、既成事実として、すでに触れた達があるのだから、その規定を使つての意。**胡乱者改** 取り締まりを軸とする役儀。大庄屋と対等か。各郡一人。**制道有之様**「制道有之様可被致候」でどうだろうか。

⑦**可申旨**「可申旨可被達候」の省略形か。ていねいさに欠ける、乱暴な物言い。**大庄屋共へ御通させ**「へ」ではなく「に」にしないと誤解が生じる。ここは代官が大庄屋に「御通させ」る。**有之様致度** 婉曲用法の「有之様致度（（奉）存）候」に似ているが、謙讓表現の「（（奉）存）候」が抜けた、逆に威圧的な表現。「そうであるようにしたい」。**口六郡宛** 口六郡（名草・海

士・那賀・伊都・有田・日高各郡）代官宛。具体的にどういう書き方をしていたのかは分からない。

⑧ **右之通** 代官から送ってきた①～⑦を写して、⑧の奥書を加え、大庄屋は村に送った。**被仰越**「被」に加え「仰」も敬語。二重敬語。**写指越** 大庄屋は代官から来た書面（村井氏から来た書面を代官役所で写したものを）を手元に残し、それを写したものを庄屋宛に送っている。

【月代致させ】

京都 聖護院（しょうごいん 聖護院門跡）もんぜき は中世以来、熊野の修験者しゅげんじや を統轄しました。その聖護院が熊野へ往復するに当たっては、ここに見られるように、農民・町人が経済的に支援しています。ここでは帰途の荷物持ち人足を出さな

〔釈文〕

① 聖護院様、九月十一日印南御昼、小松原御止宿之筈二候、夫二付人足割賦之儀ハ追而可申越候間、無指支割賦相廻り次第指出し可被申候

一②以前之通小松原方井関迄持通候筈候間、支度等

つまり庄屋に宛てたものは写しの写し。中村 天田組大庄屋。むらく宛 天田組一七か村名が記してあったが、御坊村庄屋がこの形に変えた。

⑨ 八月：⑨は御坊村庄屋の書き込み。五つ時 午前八時。直二遣 「遣」はていねいではない表現。ここでは渡す。送る。

ればなりません。「見苦敷しく」を二か所で使っていますから百姓はよほど見苦しいのでしょう。しかも、立ち居振る舞いも奔放な百姓。これを何とかしようと大庄屋は躍起なのですが。

〔読み下し文〕

① 聖護院様、九月十一日印南御昼、小松原御止宿之筈に候、夫それに付き人足割賦わつぶ之儀は

指支え無く割賦相廻り次第 追って（而）申し越す可く候間、

① 不復從旅少事乃官而漸至小松原止焉
 之者自事官人是則誠之及以古言錄乃無
 指及刻據在也乃比身指事一之也乃以
 ② 一助苦之每小松原乃事官之指海山乃事乃之與家亦

③ 善心乃之乃則意汝所出之也

④ 人乃是也好發孔好發之乃兄也乃發之乃月代汝汝也

⑤ 君人乃是老人子休也乃一乃乃發之乃乃兄也乃發也

⑥ 乃是汝也

⑥ 天人是也乃者無孔也汝汝也乃汝汝也

⑦ 月車の外に心は少くして何れも後の方を歩
一人は肝裏の事と云ふ程に懸く後方より山石
相抄る事と云

⑧ 火之先利の懸抄る事と云先云ふ事と云

⑨ 此書白葉礼の波根勿傷火葉礼の意を以て

⑩ 古物に白葉礼と云ふ事と云先云ふ事と云
中村

⑪ 此の形は少くして抄る事と云先云ふ事と云
此物名は漢の御昇元

其心得にて用意致罷出候様

③右、九月四日出廻状、五日夕六つ時着、

直二菌へ遣候、湯浅迄通二

申来候、支度入念出候様

一④人足長髪・乱髪ニ而ハ見苦敷候間、月代致させ候様

一⑤右人足、老人・子供ハ出し申間敷候、余り見苦敷物着不致様

一⑥右人足出候者、無礼・無作法等無之様相慎せ、用事之外高声ニ咄し等致申間敷事

一⑦人足肝煎ハ品ニ才領相兼之儀も可有之候間、羽折着、出候様

一⑧火之元用心堅相守候様取計可被申事

一⑨御当日葬礼不致様、勿論火葬ハ急度不相成候
⑩右之通二候間、夫々入念御取計可有之候、依之

申越候、以上

中村伊左衛門

九月朔日 ⑪八つ時小松原方着、七つ時名屋へ遣

御坊・名屋・浜之瀬・田井宛

指し出し申さる可く(可レ被レ申)候

一②以前之通り小松原より井関迄

持ち通し候筈に候間、支度等

其心得にて用意致し罷り出で候様

③右、九月四日出で廻状、五日夕六つ時着、

直に菌へ遣し候、湯浅迄通しに

申し来り候、支度入念に出で候様

一④人足長髪・乱髪にては見苦しく(敷)候間、

月代致させ候様

一⑤右人足、老人・子供は

出し申すまじく(間敷)候、余り見苦しき物

着致さざる(不)様

一⑥右人足に出で候者、無礼・無作法等之無き様相慎せ、用事之外高声に咄し等致し申すまじき事

一⑦人足肝煎は品により

宰(才)領相兼ね之儀も之有る可く候間、

羽織(折)着し、出で候様

一⑧火之元用心堅く相守り候様取り計らい申さる可き事

一⑨御当日葬礼致さざる様、

勿論火葬は急度相成らず（不）候

⑩右之通りに候間、

夫々入念に御取り計らい之有る可く候、之に依り

申し越し候、以上

九月朔日 ⑪八つ時小松原より着、

七つ時名屋へ遣す

〔文意例〕

①聖護院様は、九月十一日印南で御昼を召し上がり、小松原で御宿泊なさる

予定である。それについて（村から差し出す）人足の割り振りのことはあとで通知するつもりだから、割り振りについて（通知が）廻り次第、支障なく（各村から人足を）指し出しなさるように。

②以前の通り、小松原より井関まで（人足は荷物を）持ち通さなければならぬのだから、支度等は
そのつもりで用意し出かけてくる様に。

③右について九月四日出での（訂正の）廻状が、五日六つ時着、直に蘭村へ送る。

（井関まででなくその先の）湯浅迄の持ち通しを
（代官から）言ってきた。（だから人足は）仕度を入念にして出てくるように。

④人足は長髪・乱髪では見苦しいので、月代を（剃った髪型に庄屋が）させるように。

⑤右の人足について、（頭数だけそろえても役に立たないので）老人・子供を

（庄屋は）出してはいけない。（人足は）余り見苦しい物は

着ないように。

⑥右の人足に出る者は無礼・無作法等のないよう（庄屋は）慎せ、用事のほかは、大声で話等しないこと。

⑦人足の肝煎は品格によつては（その上の責任者である）宰領をかねることもあるので、（その可能性を考えて、肝煎は）羽織を着て出てくるように。

⑧火の元用心をかたく守るよう（庄屋は）お取り計らいになるべきこと。

⑨御当日、葬礼は致さないよう。もちろん火葬などともないことだ。

⑩右の通りだから、それぞれ（庄屋は）念を入れて御取り計らいあるように。右、申し伝える。以上

⑪（書状は）八つ時小松原（大庄屋役所）より着、七つ時名屋村へ送る

〔語意・語法〕

①**聖護院** 中世以来、熊野の修験者を統轄したのが聖護院門跡もんぜき。ここに見られるように、農民・町人が聖護院や修

験者の活動を経済的に支援している。**印南** 印南町。藩の

熊野街道伝馬所（幕府では宿しゆくという）。伝馬所では百姓

の役務として、待機している人馬が、公用の役人や荷物

を次の伝馬所まで運んだ。**小松原** 御坊市。同じく熊野街

道伝馬所。小松原は印南の北だから、聖護院は帰途であ

ることが分かる。**止宿** 宿泊。**人足** 伝馬所の人馬が不足

する場合に近在の村々が負担した。荷物人足。**割賦** 「わ

りふ・かつぶ」ともいう。割り振り。**可申越候間** 「越」

は行く。来る。「可」は単独でも話し手の意志を表す助

動詞。「可…候」の方が丁寧。「間」は原因、理由を示

す。「…なので」。**無指支** 後ろの「指出し可被申候」に

かかる。**割賦** 割賦の通知が。**相廻り** 「相」は語調を整え

る語。語に意味があるわけではない。**可被申候**「被」は尊敬を表す助動詞。「申」は補助動詞。上の動詞（ここでは「指出し」）を改まって表現したり、敬って表現したりする。

②**以前之通** これ以前にすでに人足役が行われたことが分かる。**小松原右井関迄持通** 井関（広川町）も熊野街道伝馬所。伝馬所は小松原の北に原谷（日高町）・井関（広川町）・湯浅（湯浅町）と続く。本来小松原からの伝馬は隣原谷までのはず。それを「井関迄」ということで「持通」と表現している。**罷出**「罷」は他の動詞の上に付き、その複合した動詞を丁寧にいう。

③**右…出候様** ③は庄屋の書き込み。「右」は②のこと。右について。「九月…遣ス」は挿入文。「湯浅迄…出候様」がのちに届いた廻状の内容。②に対する訂正の廻状が届いたのでこの位置に注記した。**六つ** 午後六時頃。**遣ス**「遣」は、（動作者への敬意が失せて）人を派遣する。他へやる。**湯浅迄…出候様** のちに届いた廻状の内容。「申来」は大庄屋に代官から言ってきた。「仕度入念出候様」は大庄屋の記述。九月朔日付け（⑩）の②項

にあった「小松原右井関迄持通」について、追って届いた四日付け廻状で言ってきたのが、井関よりさらに先の「湯浅迄」の持ち通しの延長。そこで「仕度入念」としている。

④**月代** 頭髪の中央をそり落とした、整った髪型。**致させ** 「させ」は使役。

⑥**無之**「之」は強調。**咄し**「咄」が「山」偏。

⑦**肝煎・才領** 肝煎と宰領（才領）の語はどちらも責任者の意味で使われるが、ここでは両者は区別されている。

肝煎は下位の世話役のことで、宰領はそれより上位の監督・取締を意味している。**羽折（織）** 身分・格式を表すための道具として使われている。

⑧**火之元用心** 待機場所でのたき火のことか。**候様**「事」の上から「様」以下に書きかえている。

⑨**葬礼不致** 通行の妨げばかりでなく、葬礼を行う仏教とは修験道がなじまないのか。**急度** きびしく。決して。

⑩**右之通** ①～②、④～⑨は大庄屋からの達し。**依之** 「之」を読まずに「よって」としてもよい。右のようなことなので。以上のようなことなので。**朔日** 一日。**中村**

伊左衛門 天田組大庄屋。

①八つ時：①は御坊村庄屋の書き込み。八つ 午後二時頃。七つ 午後四時頃。小松原 ⑩の宛先に小松原村は入っ

【せんだくふとん】

聖護院一行は御坊表の小松原村に止宿することになりました。ついではそのための布団がいるのですが、わざ

ていないから、この廻状が小松原村から廻ったのではな
く、小松原の大庄屋会所から御坊村に直接届いた。

わざ「古キ筋并ニせんだくふとん」は出すなというので
す。庄屋などの百姓が客布団を出すしかないでしょうね。

〔釈文〕

① 覚

〔読み下し文〕

② 聖護院様、来る十一日小松原村御止宿之筈に候、

① 是

ふとん之候御村 日吉及 比叡
日吉及 比叡村

② 聖護院様、来る十一日小松原村御止宿之筈に候、

③
 史記卷之八 荆刺殺政格或方明十之通
 之內 小松原法林寺之捨布 一之部中法林
 寺 捨布

小松原法林寺

如

法蓮寺

大村之古部

④
 史記卷之八 荆刺殺政格或方明十之通
 之內 小松原法林寺之捨布 一之部中法林
 寺 捨布

一ふとん三拾 嶋村 同廿六枚 御坊

一同廿四枚 その村

②聖護院様、来ル十一日小松原村御止宿之筈候、

③夫ニ付右入用割符致指越候間、明十日昼迄之内、小松原法林寺迄指出し可被申候、依之

申越候、以上

九月九日

小松原出張役所

嶋・藺・御坊

右村々庄屋中

④本文古き筋并ニせんたくふとん出し不申候様可取計

③夫それに付き右入用割符致し指し越し候間、明十日昼迄之内、小松原法林寺迄指し出し

申さる可く(可^べ被^る申^ま)候、之これに依り

④本文古き筋并なまひに洗濯(せんたく)ふとん

出し申さず(不^ず)候様

取り計らう可し

〔文意例〕

②聖護院様は来る十一日小松原村に御泊まりの予定である。

③それについて右の通り入用品を割り振りし送るので、明日十日昼まで

のうちに小松原法林寺まで(これを)差し出し申すように。よつて

言つてよこす。以上

④本文について古いふとんや洗濯したふとんは出さないように

(庄屋は)取り計らいなさい。

〔語意・語法〕

① 覚 覚書。その村 蘭村

③ 入用 ここでは「必要なもの」。入用品。割符 割賦に

同じ。割り振り。指越 「指(差)」は接頭語。意味を強

めたり語調を整えたりする語。「越」は行く。来る。法

林寺 浄土宗法林寺。指出し ふとんを差し出す。可被申

候 「可」は単独でも話し手の意志を表す助動詞。「可：

候」の方が丁寧。「被」は尊敬を表す助動詞。「申」は

【明け七つの人足】

人足差し出しについて具体的に伝えてきました。聖護院一行は宿泊の翌日出発します。明け七つ時^{どき}。午前四時ごろです。京都まで先が長いからでしょうが、そのため人足は前夜九つ時(〇時ごろ)には集まっていなけれ

〔釈文〕

① 覚

一人足 廿九人 財部^{たから} 同 廿五人 田井村

一同 三拾人 浜之瀬 同 廿人 その

補助動詞。上の動詞(ここでは「指出し」)を改まって

表現したり、敬って表現したりする。小松原出張役所大

庄屋の臨時の出張役所か。

④ 本文：④は小松原出張役所の奥書。古キ筋「筋」はこ

こでは物。古い布団。せんだくふとん 実際に洗濯した、

使い古しの布団ということか。

ばなりません。旧暦九月九日、新暦換算で十月二十日になります。夜は寒いですね。密かに酒盛りでもするのでしょうか、焚き火でもして地べたにごろ寝でしょうか。まあ、えらいことですね。

〔読み下し文〕

② 右来る十一日

聖護院様小松原御止宿、翌十二日明け七つ時^{どき}

同所御立ち之筈に候、右割符之通り人足廻し相添え、

一 十五人 御坊 同 三拾人 嶋

② 右来十一日

聖護院様小松原御止宿、翌十二日明七つ時
同所御立之筈候、右割符之通人足廻相添へ、
無間違十一日夜九つ時二小松原人足役所へ

間違い無く十一日夜九つ時に小松原人足役所へ

差し出し申す可く候、③ 右人足の者共へ小松原人足役所

にて小札相渡し候筈にて（而）、右札広橋南詰にて

取り上げ候筈に候間、其段も相心得させ申す可く候、
之に依り直夫を以て申し越し候、以上

① 乞

二食方成社 日吉町 早村
一日二番人 彦康 日吉町 早村

二番人 日吉町 早村

② 右来十一日

聖護院様小松原御止宿、翌十二日明七つ時
同所御立之筈候、右割符之通人足廻相添へ、
無間違十一日夜九つ時二小松原人足役所へ

差出し可申候、③右人足者共へ小松原人足役所にて小札相渡シ候筈ニ而、右札広橋南詰にて取上候筈ニ候間、其段も相心得させ可申候、依之直夫以申越候、以上

九月九日

中村

財部・田井
御坊・しま

〔文意例〕

②右は来る十一日

聖護院様が小松原にご宿泊になり、翌十二日明け七つ時どきに

同所をお立ちになる予定である。右の割り振りの通り、人足廻しを付き添わせて、間違ひなく十一日夜九つ時に小松原人足役所へ

(庄屋は人足共を) 差し出すように。③右の人足の者共へ小松原人足役所で小札を渡す予定である。その札を広橋南詰めで

回収するはずなので、そのことも(庄屋は)心得させ申すように。よって、直夫により申し伝える。以上

〔語意・語法〕

① 覚 覚え書き。

② 明七つ時 「明」は明け方。「七つ」は午前四時。人足廻 人足を集める役目の人物。無間違 前夜からの参集は負担が大きいとわかっているため、念押ししている。九つ〇時。可申候 「可」は単独でも話し手の意志を表す助動詞。「可…候」の方が丁寧。「申」は補助動詞。上の動詞（ここでは「差出し」）を改まって表現したり、敬つ

【続風土記新撰御用】

今日でも広く使われる『紀伊続風土記』の編纂が始まりました。紀伊国の村々を調べ上げていく遠大な事業です。どこまで村々の協力が得られたのか。途中二度の中

〔釈文〕

① 別紙之通御勘定奉行衆方申越候付右写指遣間、書面之趣ヲ以夫々江被相達、御用之節ハ不差支様入念、兼而村役人江も被申付、各二も其段可被相心得候、以上

て表現したりする。

③ 相渡シ 「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。広橋 広川にかかる橋。広（広川町）と湯浅（湯浅町）を結ぶ。井関の北西。其段 「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。右に述べたこと。直夫 大庄屋役所の書状を送る役の下男か。

断を経て、完成は三三年後の天保十年（一八三九）。この時には誰もそんなことまで予想はしていなかったはずです。

〔読み下し文〕

① 別紙之通り御勘定奉行衆より申し越し候に付き右写し指し遣し間、書面之趣を以て夫々へ（江）相達され（被相達）、御用之節は差し支えざる（不）様念を入れ、

① 別院之教訓勸定年ノ氣中ノ種ヲ寫
指君方中而之送ヲ美之此其お津濟用
ノ事ノ不名支振入意之爲村役人ナリ
中身各々之氣を振入之お津濟用

日

津代官所

カ

七組

② 刻成之世濟會志元氣始於此年大
寫之為括書之書而之繼而為得之書

古生磨石

九

世濟會志

③ 公儀濟用身紀作漢書同古紀新撰
以信年分年右元掛濟用身
④ 信年分年右元掛濟用身

高平侯山岳の地方系、別系に属する
系類の分布も、その及所性面を
おぼゆる程おぼゆる^⑤、地とそとの
持造の日記又、系係、類系、系類
在中、系系、系系、系系、系系、
古銭記、系系、系系、系系、系系、
系系、系系、系系、系系、系系、

⑥
 右之趣御年寄衆被仰聞候ニ付右
 写尙通指遣候、書面之趣相心得可被申候

十月十四日
 中村伊左衛門

日高

御代官所

九月十四日

七組大庄屋アテ

②別紙之通御年寄衆被仰聞候ニ付右

写尙通指遣候、書面之趣相心得可被申候

九月六日

土生広右衛門

御代官所アテ

兼て(而) 村役人へも

申し付けられ(被_二申_一 付_一)、各にも其段

相心得らる可く(可_レ被_二相心得_一)候、以上

②別紙の通り御年寄衆

仰せ聞けられ(被_二仰_一 聞_一)候に付き右

写し尙通指し遣し候、

書面之趣相心得申さる可く(可_レ被_レ申_一)候

③公儀御用に付き紀伊続き風土記新撰

③公儀御用ニ付紀伊続キ風土記新撰

被仰付候付、右元掛り御用人被

仰付候、④夫ニ付右掛御用人ヲ御用筋

ニ而申談候節ハ、地方并人別等之儀迄モ

委細申聞、品ニより其役所帳面ヲ茂

相渡候程相心得、⑤在中地士其外家ニ

持伝へ候旧記又者系譜・書翰等之類、都而

在中ニ有之候紀州之儀相認候書付・

古戦記等之類、聊之品ニ而茂御用之節ハ

差出候様可被取計事

⑥右之通被仰越候ニ付写差越候、御書

面之趣可被相心得候、依之申越候、以上

中村伊左衛門

十月朔日

村々あて

〔文意例〕

①別紙の（内容）通り御勘定奉行衆より言ってきたのでその写しを

送る。書面の内容をそれぞれ（の庄屋）へお達しになるように。御用

の節には差し支えが出ないように念を入れ、前もって村役人へも

仰せ付けられ（被^{られ}仰^{おほ}付^せ）候に付き、右元掛り御用人

仰せ付けられ候、④夫に付き右掛り御用人より御用筋

にて申し談じ候節は、地方并に人別等之儀迄も

委細申し聞け、品により其役所帳面をも（茂）

相渡し候程相心得、⑤在中地士其外家に

持ち伝え候旧記又は（者）系譜・書翰等之類、都て

在中に之有り候紀州之儀相認め候書付・

古戦記等之類、聊か之品にても御用之節は

差し出し候様取り計らわる可き（可^べレ被^る取^{とり}計^{はか}事^む）

⑥右之通り仰せ越され（被^れ仰^{おほ}越^せ）候に付き

写し差し越し候、御書

面之趣相心得らる可く候、之に依り申し越し候、以上

お申し付けになるように。あなた方大庄屋もこの点をお心得なさるように。以上

②別紙（内容）の通り御年寄衆から御伝達になったのでその写しを一通送る。書面の内容をお心得なさるように。

③公儀御用として（藩は）「紀伊続風土記」新撰を御命じになり、その元掛り御用人を

お決めになった。④それについて右掛御用人より御用の筋で問い合わせがあった際には、地方の様子ならびに住民の数などのこと迄も

詳しくお聞かせし、内容によってはその役所の帳面をも

渡す程にまで心得おくこと。⑤在中の地土、そのほか家に持ち伝えている旧記または系譜・書翰等の類、すべて

在中にある紀州（に関する歴史）のことを記してある書付・

古戦記等の類、いささかの品であっても御用の節は差し出す様お取り計らいになる事。

⑥右の通り仰つて来たので写しを送る。御書
面の内容をお心得になるように。そういうことで申し送る。以上

〔語意・語法〕

①別紙之通 別紙の内容通り。「別紙」は②～⑤。勘定奉行からの書面（の写し）。②～⑤を写し、①の代官の

端書きを添えて代官は大庄屋に送った。御勘定奉行衆「衆」は人を表わす名詞などに付いて、親愛、尊敬の意

を添える。**申越**「越」は行く。来る。**右写**「別紙」のこと。「右」は「申越候」書面。**指遣間**「指遣候間」か。

「指(差)」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。「遣」は上位者が人をやる、行動させる、物をやる。「間」は原因、理由を示す。「…なので」。**書面**

「別紙」のこと。**夫々**各庄屋。**被相達**「被」はここではていねい語。「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない語。**御用**藩や幕府から課せられた役務。**兼而**

事前に。前もって。**各二も**各大庄屋。**其段**「段」は「こと」と。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。**可被相心得候**「可」は単独でも話し手の

意志を表す助動詞。「可…候」の方が丁寧。**日高御代官所**「津秦友七」と記してあったと思える。**七組大庄屋アテ**大庄屋七人の名前が書いてあったのだろう。「七組」

は日高郡本藩領の七組。志賀組・入山組・江川組・中山組・山地組さんじ・天田組あまた・南谷組。それぞれに大庄屋が付く。御坊村は天田組。

②**別紙之通** 別紙の内容通り。「別紙」は③④⑤。年寄衆からの書面。③④⑤を写して、②の勘定奉行の端書きを

添え、勘定奉行は代官に送っている。**被仰聞**「仰聞」は「言い聞ける」の敬語。告知する。伝達する。「被」も

敬語で、二重敬語。**右写**「別紙」のこと。「右」は年寄衆からの書面。**書面**「別紙」のこと。**可被申**「申」は補助動詞。上の動詞(「心得」)を改まって表現したり、

敬って表現したりする。**土生広右衛門** 第一項【左京大夫様御家老】で新しく差任が伝えられた勘定奉行。**御代官所アテ**各郡の代官名があったのだろう。

③**公儀御用**「公儀」は幕府。この年、『紀伊続風土記』の編纂が藩内に命じられた。幕府への呈上が藩に仰せ出

でられたからだともいうがはっきりしない。**新撰被仰付**「古風土記」を念頭に、新たに編纂すること。「被仰付」だから藩が命じる。**右元掛り御用人被仰付候**「右」

は「風土記に関する」。「元掛り御用人」は、編纂を命じられた儒学者仁井田南陽にいでなんよう・国学者本居大平もといおひろ・本草学者小原桃洞等おはらとうどうのことをいうのであろう。「被仰付」は「元掛御用人」という役が置かれた。

④**御用筋**「筋」はそれに関する方面。その方面の場所、事柄、人。ほかして表現する用い方。**申談** 申し上げて

相談する。**地方**（ここではその土地の様子。**人別** 住民の数。**申聞** 申し上げてお聞かせする。**其役所帳面ヲ茂相渡候程相心得** 翌四年にかけて調査の上差し出すべき項目の一覧が藩内各村々に配布された。そこには、各村ごとの

村名の変遷や枝郷名、山・池・川・街道などの状況、屋敷跡・古戦場の言い伝え、産物についての収穫期や作り方、伝えられている古文書の写し、伝来の古器について
のいわれ、地士・大庄屋など旧家の由緒や家伝の写し、
寺社の古証文・縁起・過去帳の写しなどが書き上げられ

【牛一疋ツナギ捨て】

大きな忘れ物です。大きすぎて目に入らなかったの

〔釈文〕

（達二件略）

一①海士郡一ノ坪村孫八と申者、家際二牛一疋ツナギ

捨有之由、村方相調へ心当り之もの有之候ハ、

申出候様

十月八日

（日付二件略）

ていた（『和歌山県史』近世）。伝来の古文書などは、
現物を提出するのではなく写しを差し出すように求めている。

⑤ **在中** 農村部。地士 由緒を持つ在地の浪人。

⑥ **右之通** ⑥は大庄屋の奥書。①～⑤を写して、⑥の奥書

を添え大庄屋は村々に宛てている。写差越 「写」は①～

⑤。代官からの書面の写し。御書面 ①～⑤。朔日 一日。

村々あて ここには天田組一七か村の村名と庄屋の名が書かれていたはず。

しょうか。

〔読み下し文〕

一①海士郡一ノ坪村孫八と申す者、

家際いんぎわに牛一疋いっぴき繫ひぎ（ツナギ）

捨すて之有る由、

村方相調べ心当り之もの有これり候まはば（ハ、）

申し出で候様

②右三通十月十八日八つ時ニ参、直ニ

財部へ遣ス

②右三通十月十八日八つ時に参る、直に

たからつかわす
財部へ遣す

〔文意例〕

①海士郡一ノ坪村の孫八と申す者が、(自分の) 家際に牛一疋繋ぎつ

(達二件略)

① 海士郡一ノ坪村孫八と申す者が家際に牛一疋繋ぎつ
捨たす下村方お調へあつてこのまじり
申す所
申日ハ

(日付二件略)

② 右三通十月十八日八つ時に参る、直に
たからつかわす
財部へ遣す

ばなしになっているという（ことを届けてきた）。（それぞれの）村で調べ（忘れ物の牛に）心当りの者がいれば（庄屋は関係者がいるということをも）報告するように。

②右の三通が十月十八日八つ時に着いた。直に

財部村へ送った。

〔語意・語法〕

①**海士郡**：①は大庄屋同士の廻達か。これを写して大庄屋は村へ送っている。一ノ坪村 海南市下津町。ツナキ捨

「繫捨」。つないだままにしておく。つなぎっぱなしにする。有之由 後ろに「申出候」を補うと分かりやすい。

「之」は強調。村方「方」はそれに属する人たち。また、それをする係り。申出「心当り之もの」が直接大庄

【支度は握り飯一】

十月二十八日ですから新暦換算で十一月七日になります。稲作はすべて終了。勘定方は毛付け（米の出来具合）を調べた上で年貢率を決めます。これを記した免定（めんじょう）を与える儀式、「免下ケ」を開くので頭百姓は参集せよというのです。

屋に申し出るのではなく、「心当り之もの」がいるということを庄屋が大庄屋に伝える。

②**右三通**：②は御坊村庄屋の書き込み。八つ時 午後二時。財部 天田組財部村。遣ス「遣」は、（動作者への敬意が失せて）人を派遣する。他へやる。

「免下ケ」を開くに当たって、追って代官同士が決めた基準を知らせました。基本は儉約令にのっとり、勘定方役人にも酒の接待はしない、集まる村役人も握り飯を用意するなどが決まっていました。百姓も豊かになってきていますから、せめて宿賄いぐらひは食べたかったの

でしようが、これにはつまり酒が入ることもあって、だ
めだということになるのでしょうか。でも、もうおわかり

でしよう、それこそ守られたのかどうか。

〔釈文〕

〔読み下し文〕

① 来ル廿八日蘭浦御代官所ニおゐて、御免定

① 来る廿八日蘭浦御代官所におい(ゐ)て、御免定

御下ケ有之候筈候間、例之通各頭百姓

御下げ之有これり候筈に候間、例の之通り各頭おのおのかしらびやくしやう百姓

壹、兩人つ、被召連、同日五つ時同所へ御出

壹、兩人いちずつ(つ)、召し連れられ(被られ召め連つれ)、

揃可被申候、依之急村次順を以申越候、以上

同日五つ時とき同所へ御出で

①
本はたつて意酒出来た新高のて御免定
法下ケ有之候筈候間、例之通各頭百姓
壹、兩人つ、被召連、同日五つ時同所へ御出
揃可被申候、依之急村次順を以申越候、以上

②
り、たつて意酒出来た新高のて御免定

②十月廿四日夕六つ半参り、直ニ嶋へ

揃い申さる可く(可^べレ被^るレ申^ち候^候)、

之に依り急ぎ村次順を以て申し越し候、以上

②十月廿四日夕六つ半参り、直に嶋へ

〔文意例〕

①来る二十八日、菌浦御代官所において、御免定

御下げを実施する予定である。例の通り各(庄屋)は頭百姓

一、二人ずつお召し連れになって、同日五つ時に同所へ御出

揃いなさるように。そういうことで、急ぎ村次順を以て申し伝える。以上

②十月廿四日夕六つ半(この書面が)参った(ので)、直に嶋へ(送った)。

〔語意・語法〕

①来ル廿八日：①は差出人名がないが、内容から大庄屋

が各村庄屋にあてたものであることが分かる。菌浦御代

官所 菌浦にあった日高代官所。免定「めんさだめ」「め

んじょう(状)」。その年の年貢率を記した書面。下ケ

与えること。有之「之」は強調。候間「間」は原因、理

由を示す。「…なので」。例之通 恒例の「免状御下ケ」

だから。各頭百姓「各」は「各村庄屋は」。「頭百姓」

は五人組頭。壹、兩人一、二人。被召連「被」は尊敬を

表す助動詞。庄屋に対する大庄屋からの敬語。五つ 午前

八時頃。出揃 すべてが揃って出る。該当する村が顔をそ

ろえる。可被申候「可」は単独でも話し手の意志を表す

助動詞。「可：候」の方が丁寧。「申」は補助動詞。上

の動詞(「出揃」)を改まって表現したり、敬って表現

したりする。村次順 廻状を回す村の順番。申越「越」は

行く。来る。

【支度は握り飯二】

〔釈文〕

①口六郡仲間を配下へ別紙之通相達候筈
相定り候ニ付、右屯通差遣候、右之趣ニ得
其意、夫々へ可被相達候、②尤当郡之
儀ハ遠在る罷越候村役人共も有之候
ハ、諸事右ニ准シ取扱可被申候、依之
相達候、以上

十月廿日

津秦友七

大庄屋あて

③当寅免下ケ之節

- 一 御代官初、衣服綿服之事
- 一 ④支度之儀、一菜ニ而湯漬之節、尤酒・肴
出シ申間敷候
- 一 ⑤村々役人之儀、庄屋・肝煎・頭百姓罷出、
歩行ハ召連申間敷候、支度者握飯
用意、宿賄ハ不相成事

②十月…②は御坊村庄屋の書き込み。夕六ツ半午後七時頃。

〔読み下し文〕

①口六郡仲間より配下へ別紙之通り相達し候筈に
相定り候に付き、右屯通差し遣し候、右之趣に
其意を得、夫々へ相達さる可く（可レ被ニ相達ニ）候、
②尤も当郡之
儀は遠在より罷り越し候村役人共も之有り候
はば（ハ、）、

諸事右に准じ取り扱い申さる可く候、之に依り

相達し候、以上

③当寅免下げ之節

- 一 御代官初め、衣服綿服之事
- 一 ④支度之儀、一菜にて（而）湯漬け之節、尤も酒・肴
出シ申すまじく（間敷）候
- 一 ⑤村々役人之儀、庄屋・肝煎・頭百姓罷り出で、
歩行は召し連れ申すまじく候、支度は（者）握り飯
用意、宿賄は相成らざる（不）事

⑥右之趣村役人共へ心得ニ可申聞事

⑦右之通被仰越候ニ付写差越候、御書

面之趣可被相心得候、依之申越候、以上

十月廿五日

中村伊左衛門

⑧同夜五つ時ニ名屋^ろ着、直ニ嶋へ

⑥右^の之趣村役人共^{ども}へ心得に申し聞け可き事

⑦右^の之通り仰せ越され^れ（被^れ仰^{おほ}越^せ）候に付き

写し差し越し候、御書

面^の之趣相心得らる可く（可^べ被^ら相心得^ら）候、

之^{これ}に依り申し越し候、以上

⑧同夜五つ時^{どき}に名屋^らより着、直^{じき}に嶋へ

〔文意例〕

①口六郡各代官から（共同で）配下（大庄屋）へ別紙（「当寅免下ケ之節」）の通り達することに合意したので、「別紙」一通を送る。別紙の事柄を

了解し、各村役人へお達しなさるよう。②もつとも当郡

は遠方の村から来る村役人共もある

けれども、諸事右「別紙」に準じ取扱なさるよう。よつて

達する。以上

③当寅年免下げの決まりごと

一御代官初め（村役人にいたるまで）、衣服は綿服に限ること。

一④（免下げに出張してくる勘定方役人への）食事は、一葉で湯漬が決まりごと。酒・肴は決して

出さない。

一⑤村々からの役人についてだが、庄屋・肝煎・頭百姓が出向き、

歩行は召し連れてきてはいけない。食事は握飯を

用意し、宿賄はしてはならぬ。

⑥右の内容を村役人共へ心得として申し聞かせること。

⑦右の通りの内容でおっしゃってきたので写しを渡す。御書

①
口古教付の各配下利地毎にお尋ね
お定り申上り申上り申上り申上り申上り
をまこと申上り申上り申上り申上り申上り
候遠慮申上り申上り申上り申上り申上り
りしはる申上り申上り申上り申上り申上り
お尋ね申上り
御書

大正九年

③ 清宮苑中

④ 清宮苑中

⑤ 清宮苑中

清宮苑中

⑥ 右之邊村役人等より申上事

⑦ 右之邊村役人等より申上事
右之邊村役人等より申上事

⑧ 同夜五つ時に名屋村から着、すぐに嶋村へ(送る)。
中村伊左衛門

面の取り決めをお心得になるように。よって申し送る。以上

⑧ 同夜五つ時に名屋村から着、すぐに嶋村へ(送る)。

〔語意・語法〕

① 口六郡仲間「仲間」は代官同士のこと。別紙③～⑥。

「当寅免下ケ之節」。免下げに当たつての代官同士の合

意事項。①は代官津秦氏の端書き。これと⑥の奥書を加

え、「当寅免下ケ之節」を写して、代官津秦氏は大庄屋

に送った。**相達候答相定り候** 代官同士の協議で、各郡とも同内容の別紙をそれぞれの配下へ達することを決めた。「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。**右忝通** 別紙「当寅免下ケ之節」。**差遣**「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。「遣」は上位者が人をやる、行動させる、物をやる。**得其意**「得意」は、了解する。満足する。**夫々** 村役人。**可被相達候**「可」は単独でも話し手の意志を表す助動詞。「可」は「候」の方が丁寧。「被」は尊敬を表す助動詞。ここは大庄屋に対するていねい語。

②**遠在** 遠方の村。**罷越**「罷」は下の動詞を丁寧にいう。**有之候ハ**、「候ハ、」（だとすれば。仮定）は「候得共」（だけでも）がふさわしいか。「之」は強調。**右二准シ** 「右」は「別紙」。「遠在」からの村役人でも別紙通りで特別扱いはしない。**取扱**「扱」が「木」偏。
③**当寅免下ケ之節** 表題。「免下ケ」に対する取り組みを各郡横並びにする必要から、口六郡代官同士で取り決めを行なったのだろう。儉約令に則した、質素を旨とする内容になっている。「免」は年貢率。「下ケ」は与え

る。その年の年貢率を伝える儀式。「節」は節操・節義の「節」。**御代官初** 代官自身に対する規制も同時に書かれている。

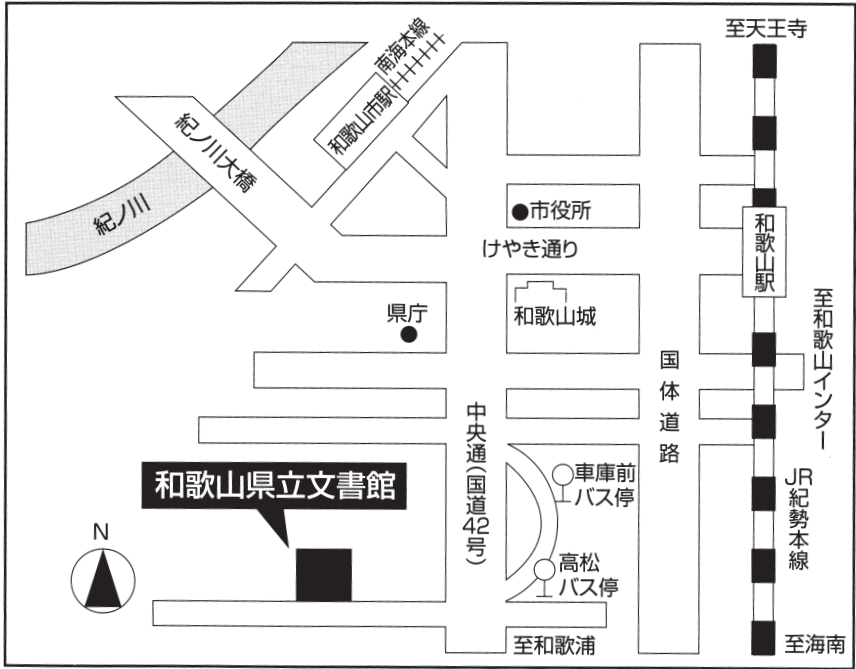
④**支度之儀** 以下に百姓の「支度」も記してあることから、ここは代官所での、勘定方役人への取り持ちか。「支度」は食事。**一菜** おかず一品。**湯漬** ご飯に湯をかけた物。**尤酒・肴** 間敷「尤」は否定文の場合、少しも。決して。「肴」は酒のつまみ。

⑤**頭百姓** 五人組組頭。**歩行** 人足。小者。**支度** 村役人の支度。**宿賄** 宿屋での食事。

⑥**右之趣** ⑥は日高代官津秦友七の奥書。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。事柄の方向。

⑦**右之通** 右の通りの内容で。「右」は①⑥の代官の触。⑦は大庄屋の奥書。**被仰越**「仰」も敬語で「被」と二重敬語。「越」は行く。来る。**写差越**「写」は①⑥。

⑧**同夜** ⑧は御坊村庄屋の書き込み。**五つ時** 八時頃。



〈利用案内〉

所在地

〒六四二一〇〇五 和歌山市西高松一七―三八

(TEL073-436-9540)

開館時間

火曜日・金曜日 午前10時～午後6時

土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

年末年始 12月29日～1月3日

館内整理日

1月 4日(その日が月曜日のときは5日)

2月～12月 第2木曜日(その日が祝日と重なるときは、その翌日)

特別整理期間 10日間(年1回)

交通

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第三集

平成二十八年三月三十一日発行

編集 和歌山県立文書館

発行 和歌山県

印刷 有限会社隆文社印刷所

環境に配慮した用紙と、
植物性由来のインクを使用しています。
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

